

青森県報

号外第四十七号

平成三十年
四月二十七日
(金曜日)

目 次

監査委員

○特定行政監査の結果……………(事務局)… 1

監 査 委 員

特定行政監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 4月27日

青森県監査委員

須 川 須 藤 光 昭
川 嶋 由 紀 子
藤 川 友 信
工 藤 義 春
同 同 同

平成29年度

特定行政監査報告書

「法令等に基づき県が行う
団体等に対する検査等について」

平成30年3月

青 森 県 監 査 委 員

目 次

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ 1

2 選定理由 1

第2 監査実施概要

1 実施期間 1

2 監査対象及び対象機関 1

3 実施方法 2

4 監査の主な着眼点 2

別表 1 特定行政監査対象の検査等一覧 3

第3 監査の結果

1 実施要綱等、マニュアルの整備状況 4

(1) 実施要綱・要領等の整備状況 4

(2) 実施要綱・要領等の内容及び公表の有無について 4

(3) 検査等マニュアルの整備状況 5

(4) 検査等マニュアルの内容及び公表の有無について 5

(5) 検査等の実施頻度 6

(6) 検査等の手法 8

2 検査等の実施計画の策定状況及び実施状況 9

(1) 実施計画の策定状況・内容 9

(2) 実施計画の実施状況 9

3 検査等の体制 11

(1) 組織体制 11

(2) 1回当たりの検査等実施体制 11

(3) 1回当たりの検査等実施時間 11

(4) 検査等に必要資格 12

(5) 立入検査証の交付状況 13

4 職員研修の実施 14

5 検査等の実施内容 15

(1) 指簡基準等及び重点項目の設定状況 15

(2) 無通告検査の実施状況 15

(3) 事前の検査等調書の徴求 16

(4) 内部統制に関する検査等の実施状況 16

6 検査等の実施結果の取扱い 17

(1) 検査等の報告書・復命書の作成 17

(2) 検査等結果の通知 17

(3) 検査等結果の公表 17

(4) 同業他団体等への周知 18

(5) 改善措置状況の報告・確認 18

(6) 検査等の総括・分析等 19

7 不適正事案等への対応 20

(1) 苦情等(情報提供) に対する対応 20

(2) 県内で生じた事件・事故等、不適正事案を受けての対応 20

(3) 県外で生じた事件・事故等、不適正事案を受けての対応 20

第4 監査の意見

1 実施要綱等、マニュアルの整備 21

2 検査等実施計画の策定 21

3 検査等の実施体制等 22

4 職員の研修等について 22

5 検査等の実施結果の取扱い 23

6 まとめ 24

別表 2 (No.1～No.26) 25

第 1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について

2 選定理由

本県では、法令等に基づき、教育、環境、医療・福祉・食品衛生、経済活動、農林水産等の各分野において、団体、事業者等（以下「団体等」という。）に対する各種検査や監査、立入調査等（以下「検査等」という。）を実施しているが、検査等の適切な実施は、団体等の業務適正化及び健全化に資するのみならず、住民福祉の向上については行政に対する県民の信頼性確保にもつながるものである。

一方、県では行財政改革に取り組んでおり、平成16年度から平成24年度までで一般行政部門で1,332人、教育部門（学校以外の機関）で120人、警察部門（一般職員）で23人、計1,475人が削減され、さらに現行の行財政改革大綱においては平成26年度から平成30年度までに一般行政部門で60人以上、教育部門で10人以上、警察部門で10人以上、計80人以上削減する計画となっており、職員数が減少する中で、検査等が効率的かつ適正に行われているのか等を確認することは、検査等の目的を達成するために必要なことである。

ついでには、法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等が適切に実施されているか等を検証し、今後の適正な検査等事務の実施に資することを目的として本件をテーマとした行政監査を実施したものである。

第 2 監査実施概要

1 実施期間

平成 29 年 9 月から平成 30 年 3 月まで

2 監査対象及び対象機関

(1) 監査の対象とする検査等

監査テーマに係る事前調査を実施し、各部局より報告があった256の検査等のうち、以下の選定基準により26の検査等事務を対象とした。
(内訳は、P3の別表1のとおり。)

(2) 監査実施対象の選定基準

県が法令等に基づいて実施している検査等のうち、各分野から県民の安全・安心な生活に関わりの深いもの、県民の関心が高いと考えられるものを監査の対象として抽出し、当該事務を所管し、又は実施している所属を監査の対象機関とした。

(3) 対象年度

監査の対象年度は平成28年度とし、検査等の実施周期等により平成27年度以前の実施状況を監査する必要がある場合は、監査の対象に含めた。

3 実施方法

監査対象機関に対して監査調査及び関係資料の提出を求め、監査調査等をもとに、検査等の事務を実施している機関の職員から聞き取りを行った。

4 監査の主な着眼点

- (1) 検査等に係る実施要綱、検査基準、マニュアル等が整備されているか。
- (2) 検査等の実施計画の策定状況及び実施状況は適切か。
- (3) 検査等の実施体制は整っているか。
- (4) 職員の研修等は適切に行われているか。
- (5) 検査等の実施内容は適切か。
- (6) 検査等の実施結果の取扱い（公表、報告、改善確認等）は適切か。
- (7) 不適正事案に対する対応は適切か。

別表1

特定行政監督対象の検査等一覧

No.	検査等事務の名称	根拠法令等	所管課	検査等実施機関	分類
1	学校法人等現地調査	私立学校振興助成法第12条、私立学校法第6条	総務部 総務学事課	本庁	教育
2	解体業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	環境生活部 環境政策課	各地域果民局 環境管理部	
3	産業廃棄物処理業立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第169条第1項	環境生活部 環境保全課	各地域果民局 環境管理部	
4	ばいยะ衛生施設の立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	環境生活部 環境保全課	各地域果民局 環境管理部	環境
5	排水基準が適用される特定事業場への立入検査	水質汚濁防止法第22条第1項	環境生活部 環境保全課	各地域果民局 環境管理部	
6	温泉法第35条による立入検査	温泉法第35条	環境生活部 自然保護課	本庁、各地域果民局 総務課	
7	特定給水施設等に対する指導	健康増進法第22条	健康福祉部 かみ・生活習慣病対策課	各地域果民局 健康福祉部保健教室	
8	病院等への立入検査	医療法第29条第1項	健康福祉部 医療業務課	本庁、各地域果民局 健康福祉部保健教室	
9	毒物劇物販売業者への立入検査	毒物及び劇物取締法第17条第2項	健康福祉部 医療業務課	本庁、各地域果民局 健康福祉部保健教室	
10	食品表示の監視指導	食品表示法第8条第1項	健康福祉部 保健衛生課	各地域果民局 健康福祉部保健教室	
11	動物取扱業者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項	健康福祉部 保健衛生課	動物愛護センター	医療・福祉 社・食品 衛生
12	有料老人ホーム立入検査	老人福祉法第29条第9項	健康福祉部 高齢福祉係	本庁	
13	児童福祉施設の立入検査	児童福祉法第46条	健康福祉部 こどもみらい課	本庁	
14	青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第46条、第51条の27、同法第22条第21条の21、第24条の15、第27条の3の2	健康福祉部 障害福祉課	本庁、各地域果民局 健康福祉部保健教室	
15	計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)	計量法第148条第1項	商工政策課	本庁	経済活動
16	肥料取締法に基づく立入検査	肥料取締法第30条第1項(第3項)	農林水産部 食の安全・安心推進課	本庁、各地域果民局 地域農林水産部	
17	農薬販売店立入検査	農薬取締法第13条第1項及び同条第3項	農林水産部 食の安全・安心推進課	本庁、各地域果民局 地域農林水産部	
18	漁業協同組合等の常例検査	水産業協同組合法第123条第4項	農林水産部 回付経営改善課	本庁、各地域果民局 地域農林水産部	農林水産
19	土地改良区等の定期検査	土地改良法第132条第1項	農林水産部 回付経営改善課	本庁、各地域果民局 地域農林水産部	
20	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に關する立入検査	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項	農林水産部 農産園芸課	本庁、各地域果民局 地域農林水産部	
21	建設業者に対する立入検査	建設業法第31条第1項	農工整備部 監理課	本庁	
22	砂利採取等への立入検査等	砂利採取法第4条第2項、第4項	農工整備部 河川砂防課	各地域果民局 地域整備部	
23	宅地建物取引業者立入検査	宅地建物取引業法第72条第1項	農工整備部 建築住宅課	本庁	
24	液化石油ガスに關する立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律第63条第3項	危機管理課	本庁	経済活動
25	火薬類製造業者等への立入検査	火薬類取締法第43条第2項	警察本部 生活安全部 保安課	警察本部、各警察署	
26	古物商等に対する立入検査	古物営業法第22条第1項	警察本部 保安課	警察本部、各警察署	

第3 監査の結果
 監査対象とした26の検査等事務を所管する対象機関から提出された監査調査を集計、分析した結果及び対象機関の職員に対して聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

1 実施要綱等、マニュアルの整備状況

(1) 実施要綱・要領等の整備状況	件数	割合
整備されている	21	80.8%
整備されていない	5	19.2%
合計	26	100.0%

検査等に係る実施要綱・要領等が整備されているか確認したところ、21件が整備されている。国の要綱・要領等に基づいているものや、県独自の要綱・要領等を作成しているものであるが、「計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)」【別表2 (No.15)】については、全国計量行政会議が作成しているガイドラインを実施要綱・要領としている。

(2) 実施要綱・要領等の内容及び公表の有無について

実施要綱・要領等の内容

検査等の種別(実地、書面等)に關すること	件数
体制に關すること	17
計画に關すること	14
実施通知に關すること	13
検査・監査基準に關すること	8
結果通知、公表に關すること	16
結果に対する措置に關すること	17
※内容については、複数該当しているものがある。	16

実施要綱・要領等の公表

	件数	割合
公表	3	14.3%
非公表	18	85.7%
合計	21	100.0%

検査等に係る実施要綱・要領等については、整備されている21件のうち18件が非公表となっており、公表している検査等は、「児童福祉施設の立入検査」【別表2 (No.13)】、「青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査」【別表2 (No.14)】、「漁業協同組合等の常例検査」【別表2 (No.18)】の3件であった。

なお、公表している理由の一例を挙げると、「児童福祉施設の立入検査」については、社会福祉施設等指導監査実施要綱に基づいて指導監査を実施するにあたって、監査対象となる法人・施設に対して事前に該当する自主点検表等を提出させる必要があるため、各自自主点検表様式及びそれらの根拠となる要綱の電子ファイルを県のホームページに掲載することにより、公表しているものである。

(3) 検査等マニュアルの整備状況

	件数	割合
整備されている	16	61.5%
整備されていない	10	38.5%
合 計	26	100.0%

検査等マニュアルが整備されていないものが10件あり、その理由は、実施要綱・要領等で検査等実施に必要な事項が定められているためである。

また、実施要綱・要領等と検査等マニュアルの両方が整備されていない検査等は、「学校法人等現地調査」【別表2 (No.1)】、「動物取扱業者に対する検査」【別表2 (No.11)】、「砂利採取場等への立入検査等」【別表2 (No.22)】の3件である。

(4) 検査等マニュアルの内容及び公表の有無について

検査等マニュアルの内容

検査等に当たっての着眼点・検査項目	件数
適否の判断基準	15
処分の判断基準	12
検査等の実施手順	10

※内容については、複数該当しているものがある。

検査等マニュアルの公表

	件数	割合
公表	2	12.5%
非公表	14	87.5%
合 計	16	100.0%

検査等マニュアルが整備されている16件のうち15件が、検査等の着眼点及び適否の判断基準が定められており、検査等担当者が所属する機関内部において使用することを想定して作成しているものであるため、そのほとんどが非公表となっている。

一方、公表されている「有料老人ホーム立入検査」【別表2 (No.12)】及び「児童福祉施設の立入検査」【別表2 (No.13)】については、実施要綱・要領等の公表理由と同様に検査等マニュアルに自主点検表が含まれているためである。

(5) 検査等の実施頻度

	件数	実施区分		割合
		定期	随時	
実施頻度を定めている	23	8	18	88.5%
実施頻度を定めていない	3	—	—	11.5%
合 計	26	—	—	100.0%

※実施区分…「定期」と「随時」の両方が該当するものもある。

- ① 「定期」とは、法令等で定期的に実施することを求められているもの。
- ② 「随時」とは、法令等で「必要に応じて実施できる」等の旨が定められているもの。

検査等の実施頻度について確認したところ、23件が実施頻度を定めており、実施頻度別の各検査等実施状況については、次表「実施頻度別の検査等実施状況」のとおりである。

実施頻度別の検査等実施状況

実施頻度	件数	検査等事務の名称
1年に1回	8	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業立入検査 排水基準が適用される特定事業場への立入検査 病院等への立入検査(病院) ※1 有料老人ホーム立入検査 児童福祉施設の立入検査 建設業者に対する立入検査 宅地建物取引業者立入検査 火薬類製造業者等への立入検査
3年に1回	3	<ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物販売業者への立入検査 農薬販売店立入検査 土地改良区等の定期検査
4年に1回	2	<ul style="list-style-type: none"> 肥料取締法に基づく立入検査 漁業協同組合等の常例検査
5年に1回	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人等現地調査 動物取扱業者に対する検査
7年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス法に関する立入検査
10年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> 計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)
1〜3年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> 特定給食施設等に対する指導 ※2
1〜4年に1回	2	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示の監視指導 古物商等に対する立入検査
1〜5年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の立入検査
2〜3年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> 青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査
3〜5年に1回	1	<ul style="list-style-type: none"> 病院等への立入検査(診療所、助産所) ※1
1年に2〜3回	1	<ul style="list-style-type: none"> 砂利採取場等への立入検査等

※1「病院等への立入検査」の実施頻度は、「病院」と、「診療所、助産所」の場合によって異なる。

※2「特定給食施設等に対する指導」【別表2 (No. 7)】については、各保健総室が管轄する対象施設数が異なるため、施設数が少ない地域は1年に1回の頻度で検査等を実施しているが、施設数が多い地域は3年に1回の頻度となっている。

実施頻度を定めていない検査等については、「解体業者に対する立入検査」【別表2 (No. 2)】、「温泉法第35条による立入検査」【別表2 (No. 6)】、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく立入検査」【別表2 (No. 20)】の3件である。

(6) 検査等の手法

実地	件数
26	
書面	4
実地・書面検査以外の方法	4
検査等の合計：	2
報告書の徴収	1
口頭による聞き取り	2
その他	2

※実地・書面検査以外の方法は複数該当するものがある。

検査等の手法については、全て実地により検査を行っており、状況に応じて「実地」に加え、「書面」で行っているものが4件あった。

また、実地・書面による検査等以外の状況把握の方法のうち、「その他」の方法2件の内容については、以下のとおりである。

ア 産業廃棄物処理業立入検査【別表2 (No. 3)】

優良認定を受けた産業廃棄物処理業者※や特定の産業廃棄物処理施設設置者については、インターネット上で必要な情報を公表することとされており、当該公表情報から、業者の状況や施設の維持管理状況等を把握している。

※優良産廃処理業者認定制度…通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を都道府県、政令市が審査して認定する制度。優良認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可の有効期限が5年から7年に延長される等のメリットが受けられる。

イ 青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査【別表2 (No. 14)】

青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱に基づいて、一定の場所に事業者を集め、講習等の形式により集団指導を年に1回実施している。

2 検査等の実施計画の策定状況及び実施状況

(1) 実施計画の策定状況・内容

策定されている	件数	割合
策定されている	24	92.3%
策定されていない	2	7.7%
合計	26	100.0%

実施計画が策定されていないものが2件あり、その理由については以下のとおりである。

ア 動物取扱業者に対する検査【別表2 (No.11)】
申請は随時提出され、登録・更新に係る申請調査と立入検査を併せて実施しているため。

イ 砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No.22)】
認可申請を事前に定数的に把握できなかったため。

(2) 実施計画の実施状況

計画どおりに実施されている	件数
計画どおりに実施されている (実施率 90%以上)	20
計画どおりに実施されていない (実施率 90%未満)	3
実施率の算出不可	1
実施計画数未定 (実施計画が策定されていない)	2
合計	26

実施計画が策定されている24件のうち20件が、おおむね当初の計画どおり実施されている。

計画どおりに実施されていない3件については、以下のとおりである。

ア 肥料取締法に基づく立入検査【別表2 (No.16)】
計画を策定後に肥料の生産業の廃止届出がある場合や、生産を中止していることがあるため。

イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく立入検査【別表2 (No.20)】
計画の策定にあたっては、東北農政局青森県拠点(以下「国」という。)から

毎年示される「巡回立入検査対象事業者数」に基づいて計画数を決定しており、それには県と国が合同で実施する巡回立入検査のほか、国が単独で立入検査を実施する計画数も含まれている。

平成28年度の実施数7件については、巡回立入検査の実績がなく、国の疑義情報に基づいて県が単独で立入検査を実施した件数のみであったことから計画数と実施数との間に著しい乖離が生じたため。

ウ 古物商等に対する立入検査【別表2 (No.26)】
年間の実施計画数は各警察署で設定しているが、警察署員の業務多忙等の理由により、目標を達成できない警察署があるため。

また、実施率の算出ができないものについては、以下のとおりである。

ア ばい煙発生施設の立入検査【別表2 (No.4)】
実施計画数の算出方法が、
「実施計画数＝(ばい煙発生施設数＋粉じん関連工場・事業場数)×0.15」
となっており、実施計画数には、粉じん関連工場・事業場数を含んでいることから、ばい煙発生施設のみ立入検査の実施率を算出できないため。

3 検査等の体制

(1) 組織体制

	件数
本庁または出先機関に検査等を専門に行う組織がある	14
本庁または出先機関に検査等を専門に行う組織がない	12
本庁単独で実施している	6
出先機関単独で実施している	11

検査等を実施する組織体制について確認したところ、本庁または出先機関のどちらかに検査等を専門に行う組織があるのは14件の検査等となっており、残り12件の検査等については検査等を専門に行う組織がなく、事務分掌上、検査等を担当する職員が実施していた。

また、本庁単独で検査等を実施しているのは、6件のみであり、出先機関では11件が単独で実施されており、検査等を専門に行う組織の有無にかかわらず、主に各出先機関において県内の管轄地区毎に実施されている傾向にある。

(2) 1回当たりの検査等実施体制

1回当たりの検査等実施体制について人員を確認したところ、おおむね複数

の人員により実施されていた。
また、実施人員が1名の場合、出先機関で検査等を実施する際に、本庁も必ず同行するなど、本庁と出先機関が連携して検査等を実施できる体制を整えることにより、必要な人員を確保している。

(3) 1回当たりの検査等実施時間

1回当たりの検査等実施時間は、各検査等により異なっているが、3時間を超える検査等については、専門の機関が実施している傾向があり、以下のとおり5件あった。

- ・病院等への立入検査【別表2 (No.8)】
- ・児童福祉施設の立入検査【別表2 (No.13)】
- ・青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査【別表2 (No.14)】
- ・漁業協同組合等の常例検査【別表2 (No.18)】
- ・土地改良区等の定期検査【別表2 (No.19)】

(4) 検査等に必要な資格

検査等の実施に際して、有資格者を必要とするものは、以下のとおり5件あり、それ以外の検査等については、事務を所管している機関の職員が法令等に基づいて実施している。

なお、有資格者を必要とする5件のうち、「特定給食施設等に対する指導」【別表2 (No.7)】については、配置されている人員が1名のみとなっている。

ア 産業廃棄物処理業立入検査【別表2 (No.3)】

当該立入検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に基づき環境衛生指導員(有資格者数：40名)が行うものとされている。

イ 特定給食施設等に対する指導【別表2 (No.7)】

健康増進法第24条に基づいて、栄養指導員(管理栄養士)が立入検査等を行うことができる。栄養指導員となるには、管理栄養士の国家資格取得者である必要があり、各保健総室に1名(各保健総室合計6名)のみの配置となっている。

ウ 病院等への立入検査【別表2 (No.8)】

- ・必要な資格：①医師、②歯科医師、③薬剤師、④保健師、⑤看護師、⑥診療放射線技師、⑦管理栄養士等

・根拠法令等：①～⑦医療法第28条第1項及び2項
※医療に係る法規及び医療機関の管理について相当の知識を有する者(技術職及び事務職)を任命。

- ・有資格者数：①8名、②2名、③23名、④15名、⑤2名、⑥4名、⑦6名 ※事務職(12名)

エ 毒物劇物販売業者への立入検査【別表2 (No.9)】

- ・必要な資格：①医師、②歯科医師、③薬剤師等
- ・根拠法令等：毒物及び劇物取締法第17条
- ・有資格者数：①8名、②2名、③23名

オ 動物取扱業者に対する検査【別表2 (No.11)】

動物の愛護及び管理に関する法律第34条に基づき動物愛護担当職員が、立入検査等を行うものとされている。動物愛護担当職員とは、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものとなっており、動物愛護センターには所長を含め7名の獣医師が配置されている。

(5) 立入検査証の交付状況

	件数	割合
立入検査証に係る規定がある (a)	24	92.3%
立入検査証を作成交付している	22	—
立入検査証を作成交付していない	2	—
立入検査証に係る規定はない (b)	2	7.7%
合 計 (a) + (b)	26	100.0%

立入検査証の交付に係る規定があるが、交付していないものについては2件あり、理由は以下のとおりである。

ア 学校法人等現地調査【別表2 (No.11)】

重大な法令違反に対して立入検査を行う際には、私立学校法第63条に基づく身分証明書が必要となるが、通常は私立学校振興助成法第12条に規定する権限の範囲内における検査を実施しているため、立入検査証を交付していない。

イ 火薬類製造業者等への立入検査【別表2 (No.25)】

当該立入検査に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示する必要があるが、警察官の場合は、警察手帳をもって証票に代えるものとなっているため、立入検査証を交付していない。

4 職員研修の実施

平成28年度の内部研修の実施及び外部研修への参加状況については、下表のとおりであった。

	件数	割合
職員研修を実施している (a)	20	76.9%
内部研修の実施	17	—
外部研修への参加	10	—
職員研修を実施していない (b)	6	23.1%
合 計 (a) + (b)	26	100.0%

※職員研修の実施内容については、複数該当しているものがある。

職員研修の実施状況について確認したところ、20件の検査等において実施されており、職場内研修や所管課主催の内部研修を実施している検査等が17件、国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ参加させている検査等が10件となっている。

また、職員研修を実施していない検査等が6件あり、その理由については以下のとおりであった。

なお、動物取扱業者に対する検査【別表2 (No.11)】については、有資格者を必要とする検査等で獣医師が実施しており、残りの5件については、必要な専門的知識を有していない職員に対して研修を実施していないものである。

ア 原則として、検査に従事する職員は獣医師であり、必要な専門的知識を既に有しているため。

・動物取扱業者に対する検査【別表2 (No.11)】

イ 職員の異動がなかったため。(新任職員に対しては職場内研修を実施。)

・計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)【別表2 (No.15)】

ウ 検査等の実施要綱やマニュアルまたは事務の手引等が整備されているため。

・農薬販売店立入検査【別表2 (No.17)】

・砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No.22)】

エ オ J T などを行っているため。(新任職員に対して実地で指導する。)

・解体業者に対する立入検査【別表2 (No.2)】

※平成29年度から各環境管理部の新任者を対象とした研修を実施。

・肥料取締法に基づく立入検査【別表2 (No.16)】

5 検査等の実施内容

(1) 指摘基準等及び重点項目の設定状況

指摘基準等の設定状況	件数
指摘基準等を設定している	2 6
指摘基準等を設定していない	0

重点項目の設定状況

重点項目の設定状況	件数
重点項目を設定している	1 4
重点項目を設定していない	1 2

検査等を実施した結果に対する指導基準、改善検討が必要となるのか等を判断するための指摘基準等の設定状況を確認したところ、全ての検査等において指摘基準等を設定していた。

また、重点項目については、14件の検査等において設定されており、主に国や所管課からの通知文書により、実施要綱やマニュアル等に重点事項を明示しているものであるが、前年度の実施結果から、違反が多かった項目を重点項目としている検査等もあった。

(2) 無通告検査の実施状況

無通告検査の実施状況	件数	割合
無通告検査を実施している	1 7	65.4%
無通告検査を実施していない	9	34.6%
合 計	2 6	100.0%

無通告検査の実施状況について確認したところ、実施している検査等が17件となっている。

なお、17件のうち10件は、定期に実施している検査等の場合は事前に電話連絡により通告を行うが、その他の検査等については、苦情・通報等があった場合や法令違反の疑いがある場合は必要に応じて無通告で検査等を実施しているものである。

原則として全て無通告で実施している検査等は以下の5件のみであった。

- ・毒物劇物販売業者への立入検査【別表2 (No.9)】
- ・計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)【別表2 (No.15)】
- ・農薬販売店立入検査【別表2 (No.17)】

(3) 事前の検査等調査の徴求

事前の検査等調査の徴求状況	件数	割合
あらかじめ検査等調査を徴求している	8	30.8%
あらかじめ検査等調査を徴求していない	1 8	69.2%
合 計	2 6	100.0%

検査等実施に際して、あらかじめ検査等調査を徴求しているかについて確認したところ、徴求している検査等は8件となっている。

事前の検査等調査の内容については、検査等の対象となる各種資料を提出させるものがほとんどであったが、要綱に基づいて前年度の実績を報告させるものや、自主点検表を提出させるものなどがあった。

(4) 内部統制に関する検査等の実施状況

内部統制に関する検査等の実施状況	件数	割合
内部統制に関する検査等をしている	7	26.9%
内部統制に関する検査等をしていない	1 9	73.1%
合 計	2 6	100.0%

検査等対象団体・施設内部の検査制度の有無やその検査制度が機能しているかについて検査等しているか確認したところ、内部統制に関する検査等をしているものは7件となっている。

内部統制に関する検査等をしているものについては、検査実施要領等で検査項目として規定しているものや、監事監査・内部監査の実施確認をしているものなどがあった。

6 検査等の実施結果の取扱い

(1) 検査等の報告書・復命書の作成

検査等実施後、検査等の報告書・復命書の作成については、全ての検査等で作成されており、各検査等実施機関の所属長等への報告が行われていた。

(2) 検査等結果の通知

検査等対象団体等への検査等結果の通知状況

検査等結果の通知をしている	件数
書面	2 6
口頭	1 4
口頭、書面	2
検査等結果の通知をしていない	1 0
合計	0

検査等の実施後、検査等結果の通知についても、全ての検査等において行われていた。

なお、違反等が特にない場合は口頭により結果を通知するが、違反等があった場合は書面により結果を通知しているなど、検査等の実施結果の内容によって通知方法を決定しているものがあつた。

(3) 検査等結果の公表

検査等結果を公表している	(a)	件数	割合
実施件数	1 6	1 6	61.5%
結果の概要	1 2	1 2	—
不適正団体等の名称	1 0	1 0	—
検査等結果を公表していない	(b)	3	—
合計	(a) + (b)	1 0	38.5%
		2 6	100.0%

※公表内容については、複数該当しているものがある。

検査等結果を公表しているものは16件となっており、県のホームページや県報への掲載、報道機関への発表などの方法により行っている。

なお、不適正団体等の名称を公表している検査等は、以下のとおり3件あつたが、法律やマニュアル等により公表する旨が定められていることによるものである。

- ・食品表示の監視指導【別表2 (No.10)】

- ・肥料取締法に基づく立入検査【別表2 (No.16)】
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく立入検査【別表2 (No.20)】

(4) 同業他団体等への周知

同業他団体等へ周知している	件数	割合
同業他団体等へ周知していない	1 6	61.5%
合計	1 0	38.5%
	2 6	100.0%

改善等を要する結果について同業他団体等へ周知している検査等は16件あり、その方法は検査等結果を書面で関係団体へ送付したり、講習会等で注意喚起を行うなどして周知している。

また、同業他団体へ周知していない検査等10件のうち、以下の3件は検査等結果の公表もしていなかった。

- ・解体業者に対する立入検査【別表2 (No.2)】
- ・毒物劇物販売業者への立入検査【別表2 (No.9)】
- ・砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No.22)】

(5) 改善措置状況の報告・確認

検査等措置状況の確認状況

措置状況の確認をしている	件数
実地で確認	2 5
書面で確認	2 1
口頭で確認	2 0
合計	4
	2 5

※1方法については、複数該当しているものがある。

※2特定給食施設等に対する指導【別表2 (No.7)】については、法令に基づく強制力がないため、措置状況の確認をしていない。

検査等対象団体等からの措置状況の報告について、検査等実施機関の確認状況を確認したところ、期限までに書面で報告書を提出させただうえで、実地で確認している検査等が多かつた。

(6) 検査等の総括・分析等

	件数	割合
総括・分析等を行っている	19	73.1%
総括・分析等を行っていない	7	26.9%
合 計	26	100.0%

検査等を実施したうえで、一定の時期に担当課等で、検査等の総括・分析等を行っているか確認したところ、検査等結果を次年度の計画策定時の参考として、指摘事項が特に多い項目については、重点項目として設定することを検討しているものが多かった。

また、検査等結果をとりまとめた資料を作成し、県主催の講習会等で指摘事項の説明を行っているものがあつた。

なお、食品表示の監視指導【別表2 (No. 10)】については、現時点では経過措置期間 (2020年3月31日まで) 中であるため、旧基準による食品表示も可能であることから、新基準による食品表示に切り替えていないものが多かった。

7 不適正事案等への対応

(1) 苦情等 (情報提供) に対する対応

	件数	割合
有	13	50.0%
無 (苦情等なし)	13	50.0%
合 計	26	100.0%

当該検査等の対象となる不適正事案等に関わるもので、県民等からの苦情や情報提供に対して対応を行った事例については、苦情等があつた場合、現地へ行って確認するなど、立入検査等を実施して事実確認を行い、その結果、不適正な事項については口頭注意や是正するように指導を行つていた。

(2) 県内で生じた事件・事故等、不適正事案を受けての対応

	件数	割合
有	4	15.4%
無 (不適正事案なし)	22	84.6%
合 計	26	100.0%

県内で発生した事件や事故等、不適正事案を受けての対応を行った事例については、県民等からの苦情に基づく立入検査を実施し、是正措置を求めるほか、対象となる事業者に対して書面で注意喚起を行ったものであつた。

(3) 県外で生じた事件・事故等、不適正事案を受けての対応

	件数	割合
有	7	26.9%
無 (不適正事案なし)	19	73.1%
合 計	26	100.0%

県外で発生した事件や事故等、不適正事案を受けての対応を行った事例については、そのほとんどが国からの注意喚起に係る通知を受けた場合、県内の対象となる事業者等に対して書面で注意喚起を行っているものであつた。

第4 監査の意見

監査を行った結果、今回監査対象とした機関において検討が必要であると考えられる事項は以下のとおりである。

なお、各検査等の個別意見については、別表2 (No. 1～26) のとおりである。

1 実施要綱等、マニュアルの整備

検査等を実施するにあたって、実施要綱・要領等が作成されているか確認したところ、21件の検査等実施機関において実施要綱等を作成しており、県独自の要綱・要領等を整備している機関も、そのうち13件あった。

検査項目毎に適否の判断を行うための基準や根拠法令等を記載したチェックリストを作成している機関もあり、検査等を一律の基準により効率的に進めるといふ観点からは非常に有効である。

なお、実施要綱・要領等を作成していない機関の中には、検査等マニュアル及び実施計画も策定していない機関が2件あった。実施要綱等は検査等の目的、対象団体等の範囲、実施内容等を明確化し、検査等を適正に実施するうえで重要な役割を果たすものであり、今一度、実施要綱等の策定について検討する必要がある。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・動物取扱業者に対する検査【別表2 (No. 11)】[保健衛生課]
- ・砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No. 22)】[河川砂防課]

2 検査等実施計画の策定

実施計画は、当該年度に実施する検査等の対象団体や実施時期をあらかじめ定めることにより、検査等の実施をより確実なものとし所期の成果を達成するうえで重要である。検査等の実施計画を策定している機関は24件あり、そのうち検査等の実施計画どおりに実施されていたもの(実施率が90%以上)は20件と、おおむね当初の計画どおり実施されていた。

一方で、検査等実施計画どおりに実施されていない機関については3件あり、当初の計画から対象数に変動が生じた場合でも、変更を行わずに実施していることから実施数と計画数に大きな差が生じた結果、実施率が低くなったものである。

今後は、計画策定後に定期的に進捗管理を行い、要綱要領等に定められた検査等の実施頻度を維持できるようにする必要がある。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・肥料取締法に基づく立入検査【別表2 (No. 16)】[食の安全・安心推進課]
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく立入検査【別表2 (No. 20)】[農産園芸課]
- ・古物商等に対する立入検査【別表2 (No. 26)】[警察本部 保安課]

また、「特定給食施設等に対する指導」については、各保健給食室が管轄する対象施設数異なるため、施設数が少ない地域は1年に1回の頻度で検査等を実施しているが、施設数が多い地域は3年に1回の頻度となっているため、地域によって偏りのない実施体制とするように検討する必要がある。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・特定給食施設等に対する指導【別表2 (No. 7)】[がん・生活習慣病対策課]

3 検査等の実施体制等

検査等の組織体制について、1回当たりの検査実施人員を確認したところ、複数で実施している場合が多いが、人員の都合により1名で検査を実施しているケース(別表2 (No. 25、No. 26))や、国家資格取得者が行う検査のうち職員の配置が1名だけの機関(別表2 (No. 7))があった。検査等の統一性や、事故や事後の紛争防止の観点から複数で検査等を実施できる体制の確保について検討する必要がある。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・特定給食施設等に対する指導【別表2 (No. 7)】[がん・生活習慣病対策課]
- ・火薬類製造業者等への立入検査【別表2 (No. 25)】[警察本部 保安課]
- ・古物商等に対する立入検査【別表2 (No. 26)】[警察本部 保安課]

4 職員の研修等について

職員の研修等について実施状況を確認したところ、必要な専門的知識を有していないにもかかわらず、職員に対して研修を実施していない機関が5件あった。新任職員に対して実地で指導している機関や、検査等に係る実施要綱やマニュアル等が整備されているなどの理由により、研修を実施していなかったものである。

限られた人員の中で、経験ある職員による指導等が困難な場合も想定されることから、積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・解体業者に対する立入検査【別表2 (No. 2)】[環境政策課]
- ・計量法に基づく検査(特定計量器立入検査)【別表2 (No. 15)】[商工政策課]
- ・肥料取締法に基づく立入検査【別表2 (No. 16)】[食の安全・安心推進課]
- ・農薬販売店立入検査【別表2 (No. 17)】[食の安全・安心推進課]
- ・砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No. 22)】[河川砂防課]

5 検査等の実施結果の取扱い

検査等の実施結果を公表している機関は16件あり、公表していない機関が10件見受けられた。

実施要綱やマニュアル等で検査等実施結果については公表しない旨を明記しているものや、公表する法的根拠がなく必要性が認められないなどの消極的な理由によるものであり、法規制に配慮しつつ、県民に対する説明責任等の観点から、可能な限り積極的に公表することを検討されたい。

なお、同業他団体等に対して検査等の実施結果を周知していない機関が10件あり、そのうちの3件は実施結果の公表もしていないため、外部に対して全く情報提供を行っていないかった。

検査等結果を同業他団体等に対して周知することにより、注意喚起や自主的な法令遵守を促し、検査等による不適正事象の減少が期待されることから、検査等実施機関による積極的な情報提供が必要である。

(検討を求める検査等及び所管課)

- ・ 解体業者に対する立入検査【別表2 (No. 2)】【環境政策課】
- ・ 毒物劇物販売業者への立入検査【別表2 (No. 9)】【医療薬務課】
- ・ 砂利採取場等への立入検査等【別表2 (No. 22)】【河川砂防課】

また、「食品表示の監視指導」について、現時点では経過措置期間中であり、旧基準による食品表示も可能であるため、新基準による食品表示に切り替えていないものが多いことから、経過措置期間後の対応について検討する必要がある。(検討を求める検査等及び所管課)

- ・ 食品表示の監視指導【別表2 (No. 10)】【保健衛生課】

6 まとめ

今回の監査は、法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について、県の行財政改革により職員数が減少する中で、検査等が効率的かつ適正に行われているのか等を確認するために実施したものである。

監査対象とした26の検査等事務について、所管課等に対して書面による調査及び実地による開取調査を実施した結果、おおむね適正に行われていることが認められた。

検査等事務は、県民の安全・安心な生活に関わりの深いもの、県民の関心が高いものが多く、今回の監査結果を踏まえて、今後も引き続き、適切な検査等事務の実施に努めていただきたい。

別表2 (No.1)

検査・監査名		学校法人等現地調査
根拠法令等		私立学校振興助成法第12条、私立学校法第6条
目的		県の所管する学校法人及び私立学校について、学校法人運営、学校運営の適正化及び補助金事務の適正執行を図ること。
内容		学校法人運営、学校運営の適正化及び補助金事務について調査を行うもの。
対象団体数・施設数		学校法人81法人、私立学校126校
実施数		51校
所管課		総務部 総務学事課
実施体制		1 体制及び人数 総務学事課 学事振興グループの職員 7名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2名で1～3時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、グループ内勉強会を行っている。
計画		1 実施要綱等の整備状況 実施要綱等、マニュアルが整備されていない。 【理由】 必要事項については、実施計画に記載しており、根拠法令等に記載したチェックリストも作成しているため、マニュアルを兼ねている。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：51 実施数：51 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 5年に1回 (ただし、高等学校については、当面毎年実施)
検査等の状況		
標準及び手法		1 指摘基準等の設定 学校法人等現地調査実施計画 (平成27～31年度)のチェックリストに調査事項及び根拠法令等を記載し、指摘基準等を設定している。 2 手法 検査実施対象法人または私立学校に対して、1か月前に実施通知後、事前に例年5～6月頃に自己チェックリストを徴求のうえ、実地により実施している。 3 関係機関との連携 該当なし

個別意見	特になし	4 内部検査制度の調査 「監事監査の実施の確認」及び「理事会及び評議員会の開催状況の確認」を行っている。 5 検査方法の見直し 毎年度、計画策定時に見直しを行っている。
		1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 毎月実施結果をとりまとめ、翌月に文書で通知している。 3 結果の公表 公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 1か月以内に、文書により是正改善の内容及び実施時期等について報告させ、確認している。また、指摘事項の多い場合は実地により確認している。 5 指摘事項等の状況 46件について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 全ての指摘事項を一覧表にとりまとめ、指摘事項が多い項目を確認した。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 実地調査対象以外にも、広く周知を図る必要がある事項について、文書により通知した。指摘事項が特に多い項目 (H28は幼稚園の園児の健康診断) について、全幼稚園に文書により周知した。 【苦情等・県内】特定の幼稚園について、園長の退任に伴い周知が遅い等の苦情があり、理事長及び園長の来庁を求め、指導するとともに、報告書の提出を求めた。

別表2 (No.2)

検査・監査名		解体業者に対する立入検査
根拠法令等		使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項
目的		使用済自動車の再資源化等促進するために必要な指導監督を行うことを目的としている。
内容		事業所等の管理に責任を有する者等の立会いを求め、聴取りや帳簿・書類等により、法令等の遵守状況等を検査するとともに、必要な指導を行い、検査結果及び指摘事項を記録する。
概要		解体業者60団体 ①中南北地域果民局環境管理部：23、②三八地域果民局環境管理部：33、③下北地域果民局環境管理部：4
実施数		59団体
所管課		環境生活部 環境政策課
実施体制		1 体制及び人数 中南(4名)・三八(3名)・下北(1名)の各地域果民局環境管理部の職員 8名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2～4名で1～2時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 平成28年度は研修を行っているが、平成29年度から各環境管理部の新任者を対象とした研修を行っている。 また、自動車リサイクル促進センターが全国からの要望を受けて研修を実施することとなったため、職員の参加を予定している。
検査等の状況		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等及びマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：44 実施数：59 (実施率134.1%) 4 実施頻度 実施頻度を定めていない。 【理由】使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受ける必要があり、新規申請のあった事業者及び更新申請(5年に1回)のあった事業者等、その他立入検査が必要とされる事業者に対して随時行うこととしているため。
計画		※計画数と実施数の数が異なる理由： 新規許可申請に伴う検査や、1事業者に対して複数回の立入検査を実施したため、当初の計画数よりも実施数が増加した。
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 解体業事務処理要領により指摘基準等を設定している。

結果	<p>2 手法 「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく立入検査・監視指導票」の調査項目に沿って、実地により実施している。</p> <p>3 関係機関との連携 自動車再資源化協力機構と合同で立入検査を実施する場合もある。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 担当者会議を開催し、見直しを行っている。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<p>・積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。</p> <p>・法規制に配慮しつつ、県民に対する説明責任等の観点から、可能な限り積極的に公表することを検討されたい。</p>
------	---

別表 2 (No. 3)

検査・監査名		産業廃棄物処理業立入検査
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項	
目的	県が許可した(特別管理) 産業廃棄物処理業者について、法令に基づき廃棄物の処理等に関する基準への適合状況を検査することにより、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため。	
内容	(特別管理) 産業廃棄物の処分又は保管を行っている(特別管理) 産業廃棄物処理業者について、(特別管理) 産業廃棄物処理基準、保管基準等の遵守状況を実地に確認するほか、排出事業者との委託契約の状況、産業廃棄物管理票の運用状況、帳簿の記載等について確認する。	
対象団体数・施設数	産業廃棄物処理業者 2, 0 0 9 事業者	
実施回数	4 1 0 事業者	
所 管 課	環境生活部 環境保全課	
実 施 体 制	1 体制及び人数 各地域県民局環境管理部の職員 1 9 名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 2 ～ 3 名で 2 ～ 3 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 平成 29 年度から各環境管理部の新任者を対象とした研修を行っている。 また、国等が主催する研修会に職員を参加させている。	
検査等の状況	計 画	1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等及びマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：3 5 6 実施数：4 1 0 (実施率 115.2%) 4 実施回数 1 年に 1 回以上
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 法令で指摘基準等を設定している。 2 手法 立入検査票に沿って、法令等の遵守状況等を検査するとともに、検査結果及び指導事項を記録する。

結 果	3 関係機関との連携 保管基準違反で長期化する可能性があるものや施設の構造基準違反など、環境管理部が必要と判断した場合は、環境保全課と合同で立入検査を実施している。また、不法焼却や不法投棄の現行犯または、その疑いがある場合には、警察と連携し、立入検査を実施している。 4 内部検査制度の調査 廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設について、その維持管理に係る点検・検査を実施し、措置の記録を保存することとされており、立入検査等に当たっては、当該点検、検査に係る書類について確認している。 5 検査方法の見直し 毎年度検討し、必要に応じて見直しを行っている。
	1 報告・復命 「産業廃棄物収集運搬業立入検査票」等により報告している。 2 実施結果通知方法 違反事項等を確認した場合は、立入検査当日又は立入検査終了後に「改善等指示票」を交付して通知。違反事項等がない場合は、立入検査当日に口頭で結果を通知する。 3 結果の公表 公表していない。(公表を前提に実施するものではないため。) 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善等指示から原則 2 週間後、あるいは改善指示内容によって期日を設けて、関係書類の写し等必要書類により改善内容及び改善後の状況等について報告させ、確認している。また、指摘事項の多い場合は、書面による報告に加え、実地によっても確認している。 5 指摘事項等の状況 2 5 1 件について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 各環境管理部が行った立入検査結果等を取りまとめ、不適事項の状況等について整理した上で、翌年度の重点調査、指導項目の設定に資することとしている。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 環境保全課主催の排出事業者向け説明会のほか、(一社) 青森県産業廃棄物協会が主催する研修会等において、改善等を要する結果について周知した。
不適正事案への対応	【苦情等】苦情等に対しては、速やかに立入検査等を実施し、改善等が必要な場合は改善等指示票を交付する。 【果外】国からの注意喚起に係る通知を受け、県内の産業廃棄物処理業者等に注意喚起を行った。(食品廃棄物の不正販売事案(平成 2 7 年度))

個別意見	特になし
------	------

別表2 (No.4)

検査・監査名		ばい煙発生施設の立入検査
根拠法令等		大気汚染防止法第26条第1項
目的		法の規制基準の適合状況を把握することにより、県民の大気の汚染に関する生活環境の保全を図るため。
内容		ばい煙発生施設の稼働状況、燃料の使用状況、ばい煙の排出状況等を確認する。
対象団体数・施設数		ばい煙発生施設設置工場・事業場数 912施設
実施数		235施設
所管課		環境生活部 環境保全課
実施体制		1 体制及び人数 各地域県民局環境管理部の職員 4名 2 実施内容 1検査当たり、職員2～3名で0.5～1時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 平成29年度から各環境管理部の新任者を対象とした研修を行っている。 また、国等が主催する研修会に職員を参加させている。
検査の概要		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：289 実施数：235(実施率 ー) 4 実施頻度 1～5年に1回
検査等の状況		※計画数と実施数の数が異なる理由： 計画数は、ばい煙発生施設設置事業場に加え、粉じん関連事業場を含めて計画数を定めているが、実施数は、ばい煙発生施設設置事業場に対する実施数のみを計上しているため。
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が独自に作成した「大気保全関係事務取扱要領」により定めている。 2 手法 立入調査票に沿って、排出ガスの状況、ばい煙発生施設の型式、稼働状況、ばい煙の自主測定結果等を確認するとともに、検査結果及び指導事項を記録する。 3 関係機関との連携 該当なし 4 内部検査制度の調査 行っていない。

個別意見	特になし	5 検査方法の見直し 年1回、地域県民局環境管理部及び環境保全課担当者による業務検討会を開催し、気づいた点等を出し合い、必要に応じて要領等に反映させている。
		<p>1 報告・復命 「ばい煙発生(関係)施設立入調査票」等を回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 【立入検査結果】 立入検査の実施後に、改善等を要する指導を行った場合には文書により行い、それ以外は口頭で行う。 【ばい煙測定結果】 委託業務完了後1か月以内に、各地域県民局環境管理部が検査対象団体へ文書で通知する。</p> <p>3 結果の公表 環境生活部事業概要(検査実施の翌年度8月頃)及び県環境白書(検査実施の翌年度10～11月)により実施件数を公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善等指示から原則2週間後、あるいは改善指示内容によって期日を設け、関係書類の写し等必要書類及び写真を提出させ、文書により是正改善の内容及び実施時期等について確認している。 また、指摘事項の多い場合は実地により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 0件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 各地域県民局環境管理部の立入検査の実施結果について、四半期ごとに環境保全課で取りまとめ、ばい煙の排出基準不適合であった事業場への指導や当該事業場の改善の状況等について確認している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。(指摘事項等がなかったため。)</p>
	不適正事案への対応	なし

別表2 (No. 5)

検査・監査名		排水基準が適用される特定事業場への立入検査
根拠法令等		水質汚濁防止法第22条第1項
目的		排水基準を遵守させ、公共用水域の水質の保全を図る。
検査内容		① 設置されている特定施設の維持管理の状況を確認するとともに、排水基準が適用される特定事業場については、1年に1回以上排水量を採取して、その水質が排水基準に適合しているかを確認する。 ② 必要に応じて、未規制事業場における排水量を確認するとともに、未届出事業場についても事業内容に応じ適宜立入検査を行う。
概要		水質汚濁防止法の特定施設設置特定事業場のうち規制対象事業場 334事業場
実施回数		332事業場
所管課		環境生活部 環境保全課
実施体制		1 体制及び人数 各地域県民局環境管理部の職員 4名 2 実施内容 1検査当たり、職員2～3名で0.5～1時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 平成29年度から各環境管理部の新任者を対象とした研修を行っている。 また、国等が主催する研修会に職員を参加させている。
計画		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：332 実施数：332 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 1年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が独自に作成した「水質保全関係事務取扱要領」により定めている。 2 手法 立入調査票に沿って、届出書の内容と合致しているか、汚水等の処理が適切に行われているか等について特定施設の状況を確認し、排水量を採取するとともに、検査結果及び指導事項を記録する。

3 関係機関との連携 畜産施設への立入検査を各地域県民局地域農林水産部畜産担当課(室)と合同実施し、各所管法令の基準等の適合状況を確認している。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 年1回、地域県民局環境管理部及び環境保全課担当者による業務検討会を開催し、気づいた点等を出し合い、必要に応じて要領等に反映させている。	
結果	1 報告・復命 「特定施設立入調査報告書」を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 【立入検査結果】 立入検査の実施後に、改善等を要する指導を行った場合には文書により行い、それ以外は口頭で行う。 【水質分析結果】 水質分析結果判明後(約2週間後)に、各地域県民局環境管理部が特定施設設置者へ文書で通知する。 3 結果の公表 環境生活部事業概要(検査実施の翌年度7月頃)及び県環境白書(検査実施の翌年度10～11月)により実施件数と、結果の概要を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善等指示から20～40日後、指導事項に対する改善結果について、書面により、原因究明、応急的対策、恒久的対策及びその実施時期について報告させ、確認している。 5 指摘事項等の状況 12件について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 地域県民局環境管理部の立入検査の実施結果について、四半期ごとに環境保全課で取りまとめ、排水基準不適合であった事業場への指導や当該事業場の改善の状況等について確認している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	【苦情等】下流水域の水質悪化について、上流側の特定事業場が原因であるとの苦情申立に対し、当該特定事業場に対して立入検査を行い、排水量が排水基準に適合しているかを確認した。結果として、排水基準に適合しており、原因特定には至らなかった。
個別意見	特になし

別表 2 (No.6)

検査・監査名		温泉法第 3 5 条による立入検査
根拠法令等		温泉法第 35 条
目的		温泉法の施行に必要な限度において、掘削の実施状況等を検査するもの。
内容		温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削工事の場所、温泉採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問する。
概要		温泉掘削被許可者等 不詳（全体数の把握が困難であるため）
施設数	実施数	5 5 7 施設
所 管 課	環境生活部 自然保護課	
実施体制	<p>1 体制及び人数 【本庁】自然保護課長及び自然公園グループの職員 7 名 【出先機関】各地域県民局地域健康福祉部保健総室生活衛生課の担当職員 4 5 名</p> <p>2 実施内容 【本庁】1 検査当たり、職員 1 名で 0. 5 ～ 1 時間かけて実施している。 【出先機関】1 検査当たり、職員 2 ～ 3 名で 0. 5 ～ 1 時間かけて実施している。 ※許可申請（温泉利用許可を除く）に係る案件については、本庁と出先機関が一緒に検査を実施しており、それ以外は出先機関が単独で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 毎年 1 回、自然保護課主催の「温泉事務担当者会議」において研修を行っているほか、関係団体等が主催する外部研修にも職員を参加させている。</p>	
検査等の状況	計画	<p>1 実施要綱等の整備状況 県独自のマニュアル（非公表）を作成している。</p> <p>2 実施計画の策定状況 策定されている。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数： 3 6 5 実施数： 5 5 7（実施率 152.6%） ※東青地域県民局地域健康福祉部保健総室： 36（実施数） 実施頻度</p> <p>4 実施頻度 実施頻度を定めていない。</p>

【理由】各保健総室で所管している施設数によって、立入検査の実施頻度が異なっているため。東青の保健総室の職員に聞き取りを行ったところ、

※計画数と実施数の数が異なる理由：温泉の成分揭示届出に係る立入検査は、揭示場所が主に脱衣所であるため、検査員が異性への場合、男女浴室とも立入できることから、計画数より実施数が多くなった。

基準及び手法	東青管内は件数が少ないため、毎年 1 回は立入検査を実施していた。	
	1	指摘基準等の設定 法令で指摘基準等を設定している。
2	手法	「温泉事務処理の手引」に基づいて、実地こより実施している。
3	関係機関との連携 該当なし	
4	内部検査制度の調査 行っていない。	
5	検査方法の見直し 各保健総室から要望・提案があった場合には、内容を検討し、必要に応じて見直すとともに、温泉担当者会議等で周知・研修している。	
結果	1	報告・復命 現地調査の際に指導した内容等を記載した復命書を作成し、回覧している。
	2	実施結果通知方法 立入検査の実施後、口頭により結果を通知するが、違反があった場合は許可申請者等に対して文書により通知し、文書により報告させる。
	3	結果の公表 改善等を要する事例がなかったため、公表していない。
	4	指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 事例や改善の内容により期限は異なるが、違反があった場合は、指導事項に対する改善結果について、書面により報告させ、実地または書面で確認する。
	5	指摘事項等の状況 0 件
	6	検査状況の総括・分析等 違反事例がなかったため行わなかった。
	7	検査結果の同業事業者への情報提供 許可事務の立入検査であるため、適正に行っている事例について情報提供を行う必要はなく、改善等を要する事例がなかったために、行わなかったものである。改善等を要する事例があった場合には、文書等により情報提供を行う。
不適正事案への対応	【果外】果外で生じた温泉施設における事故を受けて、国から各都道府県に対して温泉施設の調査依頼があったため、立入検査を実施した。	
個別意見	特になし	

別表 2 (No. 7)

検査・監査名		特定給食施設等に対する指導
根拠法令等		健康増進法第 22 条
目的		特定かつ多数の者に継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理に必要な指導等を行い、喫食者の健康増進に寄与するとともに、「健康あおもり 21 (第 2 次)」及び食育の推進に向け、食環境の整備の一環として行う。
内容		対象施設に出向き、栄養管理の実施について、関係帳簿を確認しながら、必要な指導及び助言を行う。
概要		対象団体数・施設数 7 5 8 施設①指定給食施設：15、②特定給食施設：308、③その他の給食施設：435
実施数		3 2 2 施設
所 管 課		健康福祉部 がん・生活習慣病対策課
実施体制		1 体制及び人数 各地域民局地域健康福祉部保健総室健康増進課の担当職員 6 名 ※健康増進法第 24 条に基づいて、栄養指導員 (管理栄養士) が立入検査等を行うことができる。栄養指導員となるには、管理栄養士の国家資格取得者である必要があり、各保健総室に 1 名 (各保健総室合計 6 名) のみの配置となっている。 2 実施内容 1 検査当たり、職員 1 名で 1 ～ 2 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 毎年 2 ～ 3 回、がん・生活習慣病対策課主催の「保健所栄養士業務検討会」において、指導票の見直しや、事例の検討を行っている。
検査の状況		1 実施要綱等の整備状況 県独自の実施要綱 (非公表)、指導票を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：3 2 2 実施数：3 2 2 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 3 年に 1 回 (※各保健総室の平均)
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が独自に作成した「給食施設栄養管理指導事業実施要綱」により定めている。 2 手法 実施要綱に基づいて、対象施設から「特定給食施設等栄養管理報告書」を毎年

4 月 3 0 日までに提出させ、内容を確認したうえで実施計画を策定し、実地により実施している。	
3 関係機関との連携 各保健総室の衛生管理指導または、病院の立入検査と合同で実施している。	
4 内部検査制度の調査 行っていない。	
5 検査方法の見直し 国の通知等の発出に併せて確認し、必要に応じて見直ししている。	
結 果	1 報告・復命 現地で指導した内容を記載した復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 検査等の実施後、1 か月以内に施設長に対して文書により通知している。 3 結果の公表 各保健総室の業務概要により実施件数を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 法令に基づく強制力がないため、特に改善報告書等を求めるものではなく、指導のみとなっている。 5 指摘事項等の状況 3 2 2 件の実地指導を実施したが、特に改善報告書等を求めるものではないため、改善が必要な件数は把握していない。 6 検査状況の総括・分析等 年度末の各保健総室の健康増進課業務検討会において、室長・次長を交えて当該事業の進め方について検討している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 各保健総室で年 1 回実施する給食施設に関する研修会等の場面において、共通認識が必要な場合は、実施結果について情報提供を行う。
不適正事案への対応	【苦情等】給食内容に関する一般からの情報提供に対し、訪問指導を行い、事実確認を行っている。
個別意見	・各保健総室が管轄する対象施設数が異なるため、施設数が少ない地域は 1 年に 1 回の頻度で検査等を実施しているが、施設数が多い地域は 3 年に 1 回の頻度となっているため、地域によって偏りのない実施体制とするように検討する必要がある。 ・立入検査等を行うことができる栄養指導員は、各保健総室に 1 名の配置となっているが、検査等の統一性や、事故や事後の紛争防止の観点から複数で検査等を実施できる体制の確保について検討する必要がある。

別表2 (No.8)

検査・監査名		病院等への立入検査
根拠法令等		医療法第25条第1項
目的	病院及び診療所等が、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な医療を行う場にならざることを目的に実施している。医師・薬剤師・看護師等の充足、構造設備、診療録及び処方せん等の帳簿類、麻薬及び向精神薬等の医薬品管理体制、医療安全及び院内感染管理体制、防火体制などについて、総合的な指導を実施している。	
検査内容	891施設 ①病院：78、②診療所：810、③助産所：3)	
概要	対象団体数・施設数	
実施数	306施設	
所管課	健康福祉部 医療業務課	
実施体制	1 体制及び人数 【本庁】 医療業務課医務指導グループの職員 6名 【出先機関】 各地域民局地域健康福祉部保健総室指導予防課の職員 61名 実施内容 2 【本庁】 1検査当たり、職員1名で保健総室に同行している。 【出先機関】 1検査当たり、職員2～10名で1～5時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 医療関係機関等が主催する研修会に各保健総室の職員を参加させている。	
検査等の状況	計	1 実施要綱等の整備状況 国の要綱・要領等（非公表）に基づいている。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：320 実施数：306（実施率 95.6%） 4 実施頻度 病院：1年に1回 診療所・助産所：3～5年に1回（※各保健総室により実施頻度は異なる）
	画	1 実施要綱等の設置 2 実施計画の策定 3 実施計画に対する実施状況 4 実施頻度
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 2 要綱及び要領で検査基準等の詳細を定めている。 3 手法 実施要領に基づいて、対象施設等を抽出し、関係機関との日程調整等を行ったうえで、例年6月から3月までに実施により実施している。

個別意見	特になし	3 関係機関との連携 厚労省東北厚生局（仙台市）が実施する医療法第25条第3項に基づく特定機能病院（弘前大学医学部附属病院）の立入検査は、毎年度、中南の保健総室及び医療業務課と合同で実施している。 4 内部検査制度の調査 医療安全委員会等各種委員会の体制機能の点検を行っている。 5 検査方法の見直し 実施する保健総室長の意見を基に適時見直しを行っている。
		1 報告・復命 現地で指導した内容を記載した復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 病院の検査は、検査等の実施から約2週間後に開設者に対して文書で通知している。診療所の検査は、終了後に管理者に対して検査表を交付している。 3 結果の公表 各保健総室の業務概要により実施件数と結果の概要を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 概ね結果通知から1か月以内に、不適合事項の程度により改善報告書または改善計画書を徴して、書面により確認しているが、無資格者による医行為等、重大違反事項が疑われる事例については、実地により確認している。 5 指摘事項等の状況 18件について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 立入検査時において、前回の検査内容（指摘項目等）を予め確認検証し検査に対応している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
		【苦情等・果外】病院の点滴異物混入による患者死亡事件等が発生したことに伴い、厚生労働省から通知があったため、県内の全医療機関（中核市を除く）に対して患者の安全確保対策の強化を講ずるよう、注意喚起の通知を発出した。

別表 2 (No. 9)

検査・監査名		毒物劇物販売業者への立入検査
根拠法令等		毒物及び劇物取締法第17条第2項
目的		毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うため。
内容		店舗の構造設備や、毒物劇物の管理状況、取扱責任者による法の遵守状況について確認する。
対象団体数・施設数		毒物劇物販売業者 539施設 (中核市を除く)
実施数		284施設
所管課		健康福祉部 医療業務課
実施体制		1 体制及び人数 【本庁】 医療業務課業務指導グループの職員 5名 【出先機関】 各地域県民局地域健康福祉部保健総室指導予防課の職員 61名 2 実施内容 【本庁】 1検査当たり、職員1名で保健総室に同行 (重大事象のみ) している。 【出先機関】 1検査当たり、職員2～3名で0.5時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 医療業務課が主催する初任者研修に各保健総室の職員を参加させている。
計画		1 実施要綱等の整備状況 国のガイドライン (公表) 及び県が作成したマニュアル (非公表) に基づいている。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：284 実施数：284 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 3年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 「青森県薬事監視の手引き」で検査基準等の詳細を定めている。 2 手法 3年間で全ての業者に対して、実施できるよう対象施設等を抽出し、無通告で立入検査を行う。 3 関係機関との連携 中核市 (青森市、八戸市) との会議を実施し、情報共有を行っている。
検査等の状況		

4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 監視員会議等での、保健総室職員からの意見等を基に適時見直しを行っている。	結果
1 報告・復命 現地で指導した内容等を記載した復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査終了後に、毒物劇物取扱責任者に対して監視表を交付している。 3 結果の公表 人的被害などが起こらない限り、公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施後、監視表を交付することにより結果を通知するが、不適合事項は、程度により改善報告書または改善計画書を徴して、概ね1か月以内に実施または書面により確認している。 5 指摘事項等の状況 107件について、対象施設において改善指導を行い、その場で改善状況を確認した。また、2件については、改善報告書を徴して書面により確認した。 6 検査状況の総括・分析等 立入検査時において、前回の指摘事項を予め確認検証し検査に対応している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。	不適正事案への対応
個別意見	法規制に配慮しつつ、県民に対する説明責任等の観点から、可能な限り積極的に公表することを検討されたい。

別表 2 (No. 10)

検査・監査名	食品表示の監視指導
根拠法令等	食品表示法第 8 条第 1 項
目的	販売の用に供する食品に関する表示（衛生事項に限る）の適正を確保するため。
内容	食品表示法違反の有無を確認する。
対象団体数・施設数	食品等事業者 28, 424施設（中核市を除く）
実施数	17, 278施設
所 管 課	健康福祉部 保健衛生課
実 施 体 制	1 体制及び人数 各地域県民局地域健康福祉部保健総室生活衛生課の担当職員 19名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 1～2名で0. 5～2時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 食の安全・安心推進課主催の研修会に各保健総室の担当職員を参加させている。また、消費者庁が実施する研修会にも職員を参加させている。
計 画	1 実施要綱等の整備状況 国が作成した「食品表示法の執行マニュアル」（非公表）に基づいている。 2 実施計画の策定状況 毎年度、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画において、本県及び全国における違反食品等の発生状況を踏まえて業種別の立入回数を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：15, 307 実施数：17, 278 (実施率 112.9%) ※計画数と実施数の数が異なる理由： 食品衛生法に基づく監視指導を行う際に、必要に応じて食品表示法に係る検査を実施しているため実施数が上回っている。
検査等の状況	4 実施頻度 1～4年に1回（青森県食品衛生監視指導計画の業種別立入回数による）
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 「食品表示法の執行マニュアル」で検査基準等の詳細を定めている。 2 手法 食品衛生法に基づく施設監視時において、当該施設で取り扱っている食品の表示が適正であるか目視確認を行う。なお、内部告発等の法違反疑義情報を探知した場合には、原則として無通告での立入検査を行っている。 また、収去検査を行い、表示されている成分等が適切であるか確認を行っている。

3 関係機関との連携 食の安全・安心推進課と食品表示適正化チームを形成し、相談事例の情報共有や合同での検査を実施している。 4 内部検査制度の調査 違反が確認された場合には、内部統制を図るよう指導している。 5 検査方法の見直し 年度計画案の策定に先立ち、検査担当職員に意見照会を行っている。	結 果	
1 報告・復命 復命書を作成し、指導内容を記載した監視指導票を添付のうえ回覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査終了後、監視指導票に指導内容を記載し、その場で写しを検査対象施設の営業者に手交している。 また、収去検査を行った場合には、文書で結果を通知している。 3 結果の公表 県のホームページにおいて、実施結果の概要等を公表している。 また、違反の改善すべに図られない場合は、事業者名及び当該事業者が食品の回収を行っている場合、その内容も公表することとしている。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査終了後、監視指導票を交付し、その場で改善指導をしている。 また、収去検査を行った場合は、約1週間後に文書で結果を通知し、違反があった場合は改善に要する時間を考慮して期限を設定のうえ、文書により改善報告を求め、実地で確認している。 5 指摘事項等の状況 0件 6 検査状況の総括・分析等 前年度の検査等の状況をとりまとめ、次年度の計画策定時の参考としている。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 食品等事業者を対象とした講習会等で注意喚起を行っている。	不適正事案への対応	
【苦情等】元従業員から製造所固有記号の誤りに関する情報提供があり、管轄の保健総室で調査を行ったところ不適正表示であることが確認され、指導により直ちに改善された。		

個別意見
現時点では経過措置期間中であり、旧基準による食品表示も可能であるため、新基準による食品表示に切り替えていないものが多いことから、経過措置期間後の対応について検討する必要がある。

別表 2 (No.11)

検査・監査名		動物取扱業者に対する検査
根拠法令等		動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条第 1 項
目的	動物取扱業者による不適正飼養やインターネットによる動物販売トラブル、幼齢動物の不適正な取扱い等が顕著し、社会問題となったことから、平成 17 年度の法律改正により、動物取扱業者の規制は、届出制から登録制へ変更となり、動物取扱業者の登録等の手続きや責務、講ずべき措置等を規定している。	
内容	法律に基づき動物の取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める取扱い）を営もうとする者に対する登録等の義務を規定するほか、動物取扱業者等の動物の適正な取扱方法や遵守事項等を定めている。	
対象団体数・施設数	法第 10 条に基づく第一種動物取扱業者 474 施設	
実施回数	164 施設	
所 管 課	健康福祉部 保健衛生課	
実施体制	1 体制及び人数 動物愛護センターの職員 7 名（獣医師） 2 実施内容 1 検査当たり、職員 2 名で 1～2 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 原則として、検査に従事する職員は獣医師であり、必要な専門的知識を既に有しているため、研修は実施していない。	
検査等の状況	計 画 1 実施要綱等の整備状況 実施要綱等、マニュアルが整備されていない。 【理由】動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に申請すべき事項、提出・整備すべき書類、設置すべき設備等が示されており、環境省告示では動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目が示されているため。 2 実施計画の策定状況 策定されていない。 3 計画に対する実施状況 計画数：未定 実施数：164（実施率 ー） 4 実施頻度 5 年に 1 回（動物取扱業者の登録更新に係る申請が 5 年に 1 回あるため。）	
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 同法施行規則、環境省告示において、動物取扱業者が遵守すべき事項・基準等が示されている。	

個別意見	実施要綱等は検査等の目的、対象団体等の範囲、実施内容等を明確化し、検査等を適正に実施するうえで重要な役割を果たすものであり、今一度、実施要綱等を策定する必要があるか検討をお願いしたい。
	不適正事案への対応
結果	<p>2 手法 動物取扱業者の登録等の新規及び更新の申請があった場合、実地により立入検査を行ったうえで、新規登録または登録更新の事務を行っている。 また、利用者等からの苦情・通報で、内容により事実（実態）を確認する必要がある場合には、無通告検査を行う。</p> <p>3 関係機関との連携 通常は、動物愛護センターのみで検査等を実施しているが、緊急時には各保健所と連携して実施する必要があるため、日頃から情報共有を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 法令の改正により、基準等の変更の有無について確認し、調査票（基準等）の内容の見直しを行う。</p> <p>1 報告・復命 復命書を作成し、調査票や必要に応じて写真を添付のうえ回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査終了後、動物取扱業者若しくは動物取扱責任者と事実確認等を行ったうえで、調査票に確認・指導した内容を記載した調査票を交付している。</p> <p>3 結果の公表 動物の愛護及び管理に関する法律では、立ち入り検査結果の公表に関する規定がなく、県独自に公表することに違和感があり、なじまないと考えられるため、公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善後速やかに口頭または文書等で報告を求めており、実地または書面（内容が軽微な場合に限る。）により改善状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 0 件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 一度の調査・指導で改善が見られない場合、所内で指導の進め方について協議を行うこととしている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 毎年 1 回開催の動物取扱業者講習会で不適正事例を紹介している。</p> <p>【苦情等】施設から生じる悪臭及び騒音、動物の管理方法、動物の展示方法について苦情があり、現地確認及び事実確認を行い、改善を要する場合は、調査票を交付し、後日改善状況を確認した。</p>

別表 2 (No.12)

検査・監査名		有料老人ホーム立入検査
根拠法令等		老人福祉法第 29 条第 9 項
目的		老人福祉法 第 29 条第 9 項及び青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づき、有料老人ホームの運営等の適正化を図るため。
内容		「有料老人ホーム自主点検表」に基づき、関係書類の閲覧及び関係者からの聞き取りにより、施設の運営にあたり、法令等に違反する事項が無いか、設置運営指導指針に沿わない事項が無いかなどを確認する。
概要		有料老人ホーム 210施設 (青森市分を除く)
施設数		33施設
所 管 課		健康福祉部 高齢福祉保険課
実 施 体 制		1 体制及び人数 高齢福祉保険課介護事業者グループの職員 7名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2名で2～3時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 グループ内で事前研修を行っている。
計 画		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱及びマニュアル等 (公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：33 実施数：33 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 1年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が作成した「青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱」等で検査基準等を定めている。 2 手法 立入検査対象施設の設置者から自主点検表を事前に提出させ、それに沿って実地により検査を実施している。 また、利用者からの情報提供により、緊急的に検査を実施する必要がある場合は、無通告または直前通知により検査を実施する。

個 別 意 見	特になし	3 関係機関との連携 県内の介護事業所の立入検査を実施している、東青地域県民局健康福祉部福祉総室監査指導課と情報共有を行っている。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 有料老人ホームに關係する法改正や、国の示す「有料老人ホーム設置運営指導要綱」に変更があったときに見直しを行っている。
		<p>1 報告・復命 実施結果通知の起案に、点検表を添付のうえ回覧し、報告としている。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査実施後、速やかに文書で通知している。</p> <p>3 結果の公表 有料老人ホーム設置者等を対象とした集団指導の際に公表している。</p> <p>4 立入検査結果の通知後1か月以内に有料老人ホーム設置者等に対して、改善報告書を提出させ、実地または書面により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 5件の法令違反について、対象施設において改善指導を行い、改善報告書を徴して書面により確認した。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 年1回実施する、有料老人ホーム関係者を対象とした集団指導内にて、主要な指摘・指導事項について周知・注意喚起を行っている。</p> <p>【苦情等・県内】登録特定行為事業者でないにもかかわらず、介護職員等に喀痰吸引を行わせているという通報に基づき立入検査を実施し、改善を要する事項が認められたため、改善報告書を徴して書面により確認した。</p>

別表 2 (No.13)

検査・監査名		児童福祉施設の立入検査
根拠法令等		児童福祉法第 46 条
目的		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び里親の行う養育についての基準を維持するため
内容		県は、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
概要		保育所 248施設 (中核市分を除く)
実施数		248施設
所 管 課		健康福祉部 こどもみらい課
実 施 体 制		1 体制及び人数 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課の職員 13名 2 実施内容 1検査当たり、職員2～3名で3～5時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 職場内研修の実施に加えて、職員を外部研修にも参加させている。
計 画		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱及びマニュアル等 (公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：248 実施数：248 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 1年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 児童福祉法をはじめとする各種法令・通知等に基づき自主点検表により定めている。 2 手法 自主点検表を、実地指導実施日の前月の中旬までに提出させ、それに沿ってヒアリングを行い、調査項目によっては詳細を拳証資料等により確認する。 また、児童の処遇において不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握するため、必要に応じて無通告での監査を実施している。

個 別 意 見	特になし	3 関係機関との連携 こどもみらい課と情報共有を行っている。
		4 内部検査制度の調査 調査項目の一部において、内部統制に関する事項がある (运营管理・経理)。 5 検査方法の見直し 毎年度、自主点検表の見直しを行っている。
	結 果	1 報告・復命 検査等を実施後、概ね1か月以内に復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 検査等を実施後、概ね1か月以内に文書で通知している。 3 結果の公表 県のホームページにおいて、実施件数を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 法令に明確な根拠があるものは文書指摘とし、実施結果通知日から1か月以内に改善報告書を提出させ、必要に応じて実地で確認を行うかまたは、次回の監査で改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 746件について、対象施設において改善指導を行い、改善報告書を徴して書面により確認した。 ※1施設で複数の指導があった場合は、その件数を全て計上しているため、実施数を上回っている。 6 検査状況の総括・分析等 行っていない。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 県HPにて公開しているほか、必要により関係施設へ通知する。 【苦情等】保育士による不適切な処遇 (児童を叩く等の疑い) についての投書及び市役所からの情報提供があったため、事前の通知なく当該保育所に対して指導監査を行った事例がある。 【県外】国から通知があった場合は、関係施設へ通知している。

別表2 (No.14)

検査・監査名		青森県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第48条、第51条の27、児童福祉法第21条の5の21、第24条の15、第57条の3の3	
目的	障害福祉サービス事業者等の質の確保並びに自立支援給付費の適正化を図るため	
検査内容	① 指導：人員、設備、運営の基準に関する事項並びに自立支援給付費等の請求に関する事項について、以下の実施形態により指導を行う。 ア 実地指導 イ 集団指導 ② 監査：サービスの内容及び自立支援給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合に行う。	
対象団体数・施設数	指定障害福祉サービス事業者 1, 253団体	
実施数	150団体	
所管課	健康福祉部 障害福祉課	
実施体制	1 体制及び人数 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課の職員 13名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2～3名で3～5時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 職場内研修を実施している。	
検査等の状況	計画	1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等（公表）を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：150 実施数：150（実施率100.0%） 4 実施頻度 2～3年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県が作成した「平成28年度青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要領」等で検査基準等を定めている。 2 手法 自主点検表を、実地指導実施日の前月の中旬までに提出させ、それに沿ってヒアリングを行い、調査項目によっては詳細を奉証資料等により確認する。 また、サービス内容又は自立支援給付費等の請求に関して不正若しくは著しい

結果	1 報告・復命 検査等を実施後、概ね1か月以内に復命書を作成し、回覧している。
	2 実施結果通知方法 検査等を実施後、概ね1か月以内に文書で通知している。 3 結果の公表 公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指定基準及び給付費の算定要件に合致していないものは全て指摘事項として整理し、実施結果通知日から1か月以内に改善報告書を提出させ、特に問題のあった施設・事業所については実地により確認し、それ以外は書面により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 103件の指導を行っている。（※1施設で複数の指導がある場合、全て計上。） 6 検査状況の総括・分析等 行っていない。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱に基づいて、一定の場所に事業者を集め、講習等の形式により集団指導を年に1回実施している。 （※障害福祉課が実施している。）
不適正事案への対応	【苦情等・県内・県外】苦情等を受けた場合、本庁所管課及び出先機関にて対応を協議の上、時機を逸することのないよう速やかに指導監査を実施することとしている。

個別意見	特になし
------	------

別表 2 (No.15)

検査・監査名	計量法に基づく検査 (特定計量器立入検査)
根拠法令等	計量法第 148 条第 1 項
目的	適正な計量の確保を図り、国民の消費生活の安全を守るため
検査内容	カンリンスタン卜、タラシ会社等の特定計量器使用業者に立入り、適正な計量が実施されているか確認する(有効期限を超過した特定計量器を使用していないか等)。
概要	特定計量器使用事業者 不詳 (新規及び廃止特定計量器使用事業者の把握が困難なため)
施設数	3 4 事業所
実施数	南工労働部 南工政策課
所管課	南工労働部 南工政策課
実施体制	1 体制及び人数 南工政策課計量検定グループの職員 4名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2名で1時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 平成 28 年度は、前年度からの職員の異動がなく、改めて職員研修を行う必要性がなかったため実施していないが、新任職員が異動してきた場合は職場内研修を実施している。
計画	1 実施要綱等の整備状況 全国計量行政会議が作成しているガイドライン (非公表) を実施要綱・要領としている。 また、県独自の運用マニュアル (非公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：3 4 実施数：3 4 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 1 0年に1回
検査等の状況	1 指摘基準等の設定 県が作成した計量関係法令に関する運用マニュアルで検査基準等を定めている。 2 手法 特定計量器使用事業者へ無通告で立入検査を行っている。
基準及び手法	

3 関係機関との連携 青森市市民生活部生活安心課で青森市内事業者を対象に特定計量器立入検査を行っているため、県で作成している特定計量器管理台帳を当該課へ情報提供している。(特定計量器検定検査は県が所管、立入検査は特定市が所管) 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。	1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査実施後、特定計量器立入検査実施結果通知書を交付している。 3 結果の公表 県のホームページにおいて、実施件数を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 違反行為を行った理由及び改善の内容を記載させた始末書・改善報告書を速やかに提出させ、書面により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 3件の指導を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 行っていない。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。	不適正事案への対応 なし
個別意見	積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。	

別表 2 (No. 16)

検査・監査名		肥料取締法に基づく立入検査
根拠法令等		肥料取締法第 30 条第 1 項 (第 3 項)
目的		肥料の製造、販売等が適正に行われているか確認するため。
検査内容		① 肥料の製造工程や業務に関する帳簿書類の検査をするともに関係者に対して聞き取りを行う。 ② 肥料又はその原料の収去を行い、成分分析を行う。
概要		対象団体数・施設数 1 6 3 事業者
実施数		4 3 事業者
所 管 課		農林水産部 食の安全・安心推進課
実施体制		1 体制及び人数 【本庁】食の安全・安心推進課環境農業グループの担当職員 2 名 【出先機関】各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室の担当職員 2～6 名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 2 名で 1～2 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 OJT により、新任職員等に対して実地により指導を行っているため、研修は実施していない。
計 画		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要領及びマニュアル等 (非公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：6 1 実施数：4 3 (実施率 70.5%) 4 実施頻度 4 年に 1 回
検査等の状況		※計画数と実施数の数が異なる理由： 計画を策定後に肥料の生産の廃止届出がある場合や、生産を中止していることがあるため、計画どおりに実施できなかったものである。
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 法律で指摘基準等を定めている。 2 手法 検査対象業者の立会人が必要なため、事前に日程調整し、電話等で検査日時を通告したうえで、立入検査を行っている。 3 関係機関との連携 該当なし

4 内部検査制度の調査 行っていない。	4 内部検査制度の調査 行っていない。
5 検査方法の見直し 行っていない。	5 検査方法の見直し 行っていない。
1 報告・復命 食の安全・安心推進課は、検査報告書を復命書に添付、各地域農林水産部は検査終了後、速やかに食の安全・安心推進課に報告している。 2 実施結果通知方法 【本庁】立入検査実施後、検査結果の講評をするともに肥料検査記録書のコピーを手渡している。 【出先機関】立入検査実施後、検査結果の講評をするが、肥料検査記録書は後日送付している。 3 結果の公表 肥料を収去した場合は、成分分析の結果が出た後、結果の概要及び不適合団体等名を県報に掲載することにより、公表している。(法律に基づく公表) 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による改善方法等の報告を求め、実地により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 1 件の指導を行っている。(収去検査を行い、不適合であったもの) 6 検査状況の総括・分析等 翌年度、農林水産省に対し、報告する必要があることから、総括は行っている。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。	3 結果の公表 肥料を収去した場合は、成分分析の結果が出た後、結果の概要及び不適合団体等名を県報に掲載することにより、公表している。(法律に基づく公表) 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による改善方法等の報告を求め、実地により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 1 件の指導を行っている。(収去検査を行い、不適合であったもの) 6 検査状況の総括・分析等 翌年度、農林水産省に対し、報告する必要があることから、総括は行っている。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	【苦情等】環境保全課を通じ、堆肥製造事業所から異臭がする旨の連絡があり、現地に赴き、原料等を適正に管理するよう口頭で注意した。

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査が当初の計画どおりに実施されていないため、今後は、計画策定後に定期的に進捗管理を行い、要領要領等に定められた実施頻度による検査等の実施を維持できるようにする必要があります。 積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。
------	--

別表 2 (No.17)

検査・監査名		農業販売店立入検査
根拠法令等		農業取締法第 13 条第 1 項及び同条第 3 項
目的		農業の販売が関係法令に基づき適正に行われているか検査し、違反事項があれば直ちに是正指導する。
内容		農業の販売を届け出ている事業所や店舗を対象に、農業の販売方法や保管状況が適正か、帳簿などの必要な書類が具備されているなどを検査確認する。
対象団体数・施設数		農業販売者 9 2 9 団体
実施回数		2 4 2 団体
所 管 課		農林水産部 食の安全・安心推進課
実施体制		1 体制及び人数 病害虫防除所の職員 1 0 名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 2 名で 0. 5 ～ 1 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 検査等に係るマニュアルが整備されているため、研修は実施していない。
計 画		1 実施要綱等の整備状況 県独自のマニュアル（非公表）を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：2 5 9 実施数：2 4 2（実施率 93.4%） 4 実施頻度 3 年に 1 回
検査等の状況		※計画数と実施数の数が異なる理由： 過年度において未検査のものを加えたこと、検査対象者が不在や所在不明で検査できなかったことなどによる。
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が作成した「青森県農業販売者指導取締マニュアル」で指摘基準等を定めている。 2 手法 原則として販売者に無通告で行うが、責任者不在等により検査ができない場合は、検査対象者の立会人が必要なため、事前に日程調整し、電話等で検査日時を通告したうえで、立入検査を行っている。 3 関係機関との連携 東北農政局青森支局及び各地域県民局地域健康福祉部に対して、当該年度の農業販売者立入検査一覧表を提供するなど、関係機関で情報共有を行っている。

個 別 意 見	4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 検査結果をチェックし、検査等の手法等で改善が必要な事項や気がついた点があれば、マニュアルに赤字で追記している。
	<p>結果</p> <p>1 報告・復命 立入検査実施後、直ちに病害虫防除所長に立入検査記録書及び立入検査結果通知表を提出し、検査結果をチェックしている。 2 実施結果通知方法 立入検査実施後、口頭により実施結果を伝えるときにも、「農業販売店立入検査結果通知表」に記載し、その写しを手渡している。 3 結果の公表 病害虫防除所が作成する「有害動植物発生予察年報」に実施件数及び結果の概要を記載し、関係機関に配布（例年 3 月）している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査での改善指導後、速やかに「販売禁止農業等事後処理計画書」の提出を求め、実地により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 1 4 件の指導を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 例年 1 2 月に行う「農業管理指導士」の更新研修の受講者に周知するために、これまでの検査結果から指摘事項や違反事項等の件数、内容、その改善方法ととりまとめを行っている。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 県が認定している「農業管理指導士」の更新研修の場で立入検査の結果概要を紹介している。</p> <p>不適正事案への対応 なし</p>
個 別 意 見	積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。

別表2 (No.18)

検査・監査名		漁業協同組合等の常例検査
根拠法令等	水産業協同組合法第123条第4項	
目的	合法性、合理性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資する。	
内容	組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の方法により行う。 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで の組合等の業務及び会計の状況について行う。	
対象団体数・施設数	75団体 (①沿海地区出資漁協：48、②業種別出資漁協：2、③内水面出資漁協：20※うち出先分15、④水産加工協：2、⑤連合会：3)	
実施数	20団体	
所管課	農林水産部 団体経営改善課	
実施体制	1 体制及び人数 【本庁】 団体経営改善課団体検査グループの職員 8名 【出先機関】 各地域県民局地域農林水産部指導調整課の職員 6名 2 実施内容 【本庁】 1 検査当たり、職員2～8名で6 (6時間×1日) ～49 (7時間×7日) 時間かけて実施している。 【出先機関】 1 検査当たり、職員1～2名 (このほか本庁から1名) で6 (6時間×1日) ～14 (7時間×2日) 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 団体経営改善課主催の内部研修の実施に加えて、国が主催する外部研修にも職員を参加させている。	
検査等の状況	1 実施要綱等の整備状況 国の要綱・要領等 (公表)。県独自のマニュアル (非公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：21 実施数：20 (実施率 95.2%) 4 実施頻度 4年に1回	
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県が作成した「検査チェックリスト」で指摘基準等を定めている。	

2 手法	<p>役職員名簿、総会等や監査の開催状況、検査基準日及び決算日の財務状況について、本検査の2週間前を提出期限として、概ね2か月前に提出を依頼し、事前に検査日程を調整のうえ、現金、現物等及び業務会計の検査を現地で行う。また、信用事業実施漁協のみ現金・現物 (切手・証紙等) の実査を行うため、無通告検査を実施している。</p> <p>3 関係機関との連携 県漁連及び県漁協の調査 4 内部検査制度の調査 監事監査や内部監査について、規程の整備や実施状況等を書類や聞き取りで確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 組合員組織受託会計での不祥事発生を受けて、検査で検証することとした。</p>
結果	<p>1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査実施後、概ね2か月以内に文書により実施結果を通知している。</p> <p>3 結果の公表 検査実施の翌年度、県のホームページにおいて、実施件数を公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施結果通知後、指導部署 (水産振興課) が書面により改善状況の報告を求め、実地等により改善状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 20件の指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 検査実施翌年度に、前年度に実施した検査の件数や指摘内容の概要を取りまとめ、関係機関に配布するための冊子を作成している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 検査結果の概要を作成して、関係機関に配布している。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	特になし
------	------

別表 2 (No.19)

検査・監査名		土地改良区等の定期検査
根拠法令等		土地改良法第132条第1項
目的		土地改良区等に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資する。
内容		組織及び運営に関する事項、事業に関する事項、会計整理に関する事項について、青森県土地改良区等検査実施要領で規定している検査着眼事項の各項目ごとに検証資料等の記載内容等について聴き取りを行い、必要に応じて資料収集、立会い等により検査を行う。
検査の概要		対象団体の数・施設数 78団体
実施数		47団体
所管課		農林水産部 団体経営改善課
実施体制		1 体制及び人数 【本庁】 団体経営改善課 団体検査グループの職員 8名 【出先機関】 各地域農政局 地域農林水産部管理課等 6名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2名で12(6時間×2日)～21(7時間×3日) 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 団体経営改善課主催の内部研修の実施に加えて、国が主催する外部研修にも職員を参加させている。
検査等の状況		1 実施要綱等の整備状況 県独自のマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：47 実施数：47(実施率100.0%) 4 実施頻度 3年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県が作成した「検査着眼事項」で指摘基準等を定めている。 2 手法 全ての対象団体について無通告で現金、現物等の検査を行っている。

結果	<p>1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査実施後、概ね2か月以内に文書により実施結果を通知している。</p> <p>3 結果の公表 検査実施の翌年度、県のホームページにおいて、実施件数を公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施結果通知後、指導部署(農村整備課)が書面により改善状況の報告を求め、実地等により改善状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 28件の指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 農村整備課(指導部署)主催の担当者会議で、団体経営改善課の検査担当者が、前年度に実施した検査の件数や指摘事項の概要について資料を踏まえて説明し、出先機関の担当者等の出席者が今後の検査に活用できるようにしている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 青森県土地改良事業団体連合会に対しても検査結果を文書で通知している。</p>
不適正事案への対応	<p>【果外】農林水産省から不正、不当行為等の未然防止及び早期発見につながる検査の重要性を再認識するよう通知があったことから指導部署(農村整備課)及び出先機関にも同様の通知を行った。</p>

個別意見	特になし
------	------

別表 2 (No. 20)

検査・監査名	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく立入検査
根拠法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 52 条第 1 項
目的	用途限定米穀及び食用不適米穀について、その適正かつ円滑な流通を確保する。
内容	米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成 21 年農林水産省令第 63 号)の遵守状況を把握し、遵守事項省令に従わせる必要があると認められる範囲内で、県内の業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者に対して立入検査を行う。
概要	県内の業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者 不詳(主に県内の個人事業者であることから、対象者を全て把握することが困難なため)
施設数	7 団体
実施課	農林水産部 農産園芸課
実施体制	1 体制及び人数 【本庁】農産園芸課の職員 6 名 【出先機関】各地域果民局地域農林水産部の担当職員 25 名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 1～2 名で 0.5～1 時間かけて実施している。 ※本庁と出先機関の職員が合同で立入検査を実施している。 3 実施職員に対する研修 農産園芸課主催の内部研修を実施している。
検査等の状況	1 実施要綱等の整備状況 県独自のマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：66 実施数：7 (実施率 10.6%) 4 実施頻度 実施頻度を定めていない。 【理由】必要があると認められる場合または農林水産大臣が行う立入検査において、県は法に違反する事実がある旨、農林水産大臣から通知があった場合に行うため。
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県が作成した「米穀の適正流通に関する検査マニュアル」で指摘基準等を定めている。

2 手法 初回の立入検査は無通告で実施し、2 回目以降は通告のうえ実施することもできる。「立入検査確認項目チェックシート」の確認事項に沿って検査を実施する。 3 関係機関との連携 国から疑義情報の提供を受けて、東北農政局青森果地点と検査等を合同で実施するとともに、打合せ会議を月 1 回実施している。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。	1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査実施後、違反があった場合は、後日、対象事業者と検査結果について確認書を取り交わしており、適正であった場合はその場で口頭により通知する。 3 結果の公表 県のホームページに掲載やマスコミ発表により、検査結果の概要及び不適正団体等名を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施結果通知後、1 か月以内に法令等を遵守する旨の誓約書を提出させ、実地により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 改善勧告書による指導(1 件)を行っている。 6 検査状況の総括・分析等 行っていない。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 注意喚起の文書を作成し、配布している。
不適正事案への対応	なし

個別意見
立入検査が当初の計画どおりに実施されていないため、今後は、計画策定後に定期的に進捗管理を行い、計画数と実施数との間に著しい乖離が生じることのないように計画を見直す必要がある。

別表 2 (No. 21)

検査・監査名	建設業者に対する立入検査
根拠法令等	建設業法第 31 条第 1 項
目的	元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため
内容	① 下請業者との見積・契約・支払状況 ② 施工体制台帳・施工体系図・帳簿に係る実地での検査
対象団体数・施設数	建設業許可業者のうち青森県知事許可業者 5, 6 2 4 者
実施数	6 0 者
所管課	県土整備部 監理課
実施体制	1 体制及び人数 監理課建設業振興グループの職員 8 名 2 実施内容 1 検査当たり、職員 2 名で 1 時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 職場内研修を実施している。
計画	1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等及びマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：6 0 実施数：6 0 (実施率 100.0%) 4 実施頻度 1 年に 1 回
検査等の状況	1 指摘基準等の設定 県が作成した「立入検査の手引」で指摘基準等を定めている。 2 手法 青森県知事建設業許可業者から検査対象業者を 6 0 者選定し、対象業者と日程調整を行ったうえで、事前に立入検査実施日を知照している。 2 名で検査を実施し、見積～契約～支払を検査するチェックリスト A と施工体制台帳等を検査するチェックリスト B に分担して、調査項目に沿って行う。 3 関係機関との連携 東北地方整備局と合同で立入検査を実施している。 また、東北地方整備局が年 2 回開催している東北ブロック会議に出席し、東北地方各県と意見交換している。

4 内部検査制度の調査 行っていない。	4 内部検査制度の調査 行っていない。
5 「立入検査の手引」は毎年作成しており、毎年、適宜見直しを行っている。	5 「立入検査の手引」は毎年作成しており、毎年、適宜見直しを行っている。
1 報告・復命 復命書は 1 週間分をまとめて報告し、報告書は全部の検査終了後、部長まで報告している。	1 報告・復命 復命書は 1 週間分をまとめて報告し、報告書は全部の検査終了後、部長まで報告している。
2 実施結果通知方法 全ての立入検査実施後、全対象者に文書で通知している。	2 実施結果通知方法 全ての立入検査実施後、全対象者に文書で通知している。
3 結果の公表 記者レクにより、検査の実施件数及び結果の概要を公表している。	3 結果の公表 記者レクにより、検査の実施件数及び結果の概要を公表している。
4 立入検査の実施結果通知後、1 か月以内に改善状況報告書(指定様式)により書面を郵送で報告させ、書面により改善状況を確認している。	4 立入検査の実施結果通知後、1 か月以内に改善状況報告書(指定様式)により書面を郵送で報告させ、書面により改善状況を確認している。
5 指摘事項等の状況 3 5 件について、改善指導を行った。	5 指摘事項等の状況 3 5 件について、改善指導を行った。
6 検査状況の総括・分析等 立入検査の結果一覧を作成して、説明会等の資料作成の参考としている。	6 検査状況の総括・分析等 立入検査の結果一覧を作成して、説明会等の資料作成の参考としている。
7 検査結果の同業事業者への情報提供 毎年県内 6 か所において開催している経営事項審査説明会において、立入検査の結果について報告している。	7 検査結果の同業事業者への情報提供 毎年県内 6 か所において開催している経営事項審査説明会において、立入検査の結果について報告している。
不適正事案への対応	不適正事案への対応
なし	なし

個別意見	特になし
------	------

別表 2 (No.22)

検査・監査名		砂利採取場等への立入検査等
根拠法令等		砂利採取法第34条第2項、第4項
目的	砂利採取業者の砂利採取が認可計画どおり実施されているかを現地確認することにより、砂利採取法が正しく施行されているかを検査する。	
内容	砂利採取法の施行に必要な限度において、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、書類等の検査あるいは関係者への質問を行うこと。	
概要	対象団体数・施設数	登録砂利採取業者数 606者
	実施数	157者
	所管課	県土整備部 河川砂防課
実施体制	1 体制及び人数	各地域県民局地域整備部用地課の担当職員 3名
	2 実施内容	1 検査当たり、職員2～4名で1～2時間かけて実施している。
	3 実施職員に対する研修	河川砂防課発行の「砂利採取法施行事務の手引」、砂利採取法逐条解説等の図書、担当者間の事務引継書及び過去における実際の認可事例等により、滞りなく事務が遂行されてきているため、研修は実施していない。
検査等の状況	計画	1 実施要綱等の整備状況 実施要綱等、マニュアルが整備されていない。 【理由】立入検査は、砂利採取計画認可申請等を受けてから、検査すべき項目を精査・確認し、採取場に赴き実施するものであり、当該項目の基準及び着眼点は、砂利採取計画認可に係る県の審査基準に明記されているため。
	2 実施計画の策定状況	策定されていない。
	3 計画に対する実施状況	計画数：未定 実施数：157 (実施率 —)
	4 実施頻度	1年に2～3回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 砂利採取法第21条(遵守義務)及び砂利採取計画認可準則により基準等が示されている。

2 手法	砂利採取の認可申請があった場合、現地確認を行ったうえで認可し、立入検査を実施した際に計画違反等があれば、是正指導を行っている。
3 関係機関等の連携	地域農林水産部と検査等を合同で実施し、情報共有を行っており、森林法開発等他法令の許可内容の遵守状況についても確認している。
4 内部検査制度の調査	行っていない。
5 検査方法の見直し	行っていない。
結果	1 報告・復命 監視日誌または復命書を作成し、地域整備部長へ報告している。
	2 実施結果通知方法 立入検査終了後、砂利採取業者に対して口頭で通知しており、後日文書で通知する場合もある。
	3 結果の公表 法律等に公表の規定がないため、公表していない。
	4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 通常1週間以内に改善報告等を求め、改善状況について、基本は実地で確認しているが、業者が持参した改善実施後の写真により確認する場合もある。
	5 指摘事項等の状況 157件について、改善指導を行った。
	6 検査状況の総括・分析等 行っていない。
	7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	【苦情等・県内】苦情等があれば直ちに現地に赴き、現況確認の上、業者に発生理由を聞き、必要な措置を速やかに実施するよう口頭注意および文書指示している。

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱等は検査等の目的、対象団体等の範囲、実施内容等を明確化し、検査等を適正に実施するうえで重要な役割を果たすものであり、今一度、実施要綱等を策定する必要があるか検討をお願いしたい。 ・積極的に内部研修の実施や、必要に応じて国や専門機関、関係団体等が主催する外部研修へ積極的に参加させるなど、職員の育成に努める必要がある。 ・法規制に配慮しつつ、県民に対する説明責任等の観点から、可能な限り積極的に公表することを検討されたい。
------	---

別表 2 (No. 23)

検査・監査名		宅地建物取引業者立入検査
根拠法令等		宅地建物取引業法第72条第1項
目的		宅地建物取引の公正を確保するため
内容		宅地建物取引業者の事務所等への立入検査を実施し、必要に応じて業務に関し適切な指導及び監督を行う。
対象団体数・施設数		宅地建物取引業者 723者
実施数		40者
所管課		県土整備部 建築住宅課
実施体制		1 体制及び人数 建築住宅課住宅政策グループの担当職員 4名 2 実施内容 1検査当たり、職員2名で0.5～1時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 検査等に係る実施要綱やマニュアル等を整備し、課内で事前勉強会等の研修を行っている。
計画		1 実施要綱等の整備状況 県独自のマニュアル(非公表)を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：40 実施数：40(実施率100.0%) 4 実施頻度 1年に1回
検査等の状況		
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 国が作成した「宅地建物取引業者立入調査実施要綱」で指摘基準等を定めている。 2 手法 検査対象の業者に対して事前に立入検査の通知を行い、口頭で聴き取り又は台帳等の提出を受け確認をしている。 3 関係機関との連携 国土交通省土地・建設産業局へ「宅地建物取引業者の事務所、分譲地等の調査結果」等を送付している。

	4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。また、検査結果について国へ報告している。 2 実施結果通知方法 全ての立入検査実施後、指摘事項があった業者に対して文書で通知している。 3 結果の公表 業者が所属している業界団体に立入検査の結果を通知し、法を順守するよう通知している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施結果通知後、改善報告書を提出させ、書面により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 指摘事項等について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 毎年1月31日までに「宅地建物取引業者の事務所、分譲地等の調査結果」を作成し国へ報告している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 業界団体に対して、検査結果を文書で通知している。
不適正事案への対応	なし

個別意見	特になし
------	------

別表2 (No.24)

検査・監査名		液化石油ガス法に関する立入検査
根拠法令等		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項
目的		一般消費者等に係る液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進する。
内容		販売事業者、保安機関及び充てん事業者の保安活動に係る帳簿類の実地検査を行う。
対象団体数・施設数		販売事業者及び保安機関、充てん事業者 487団体
実施回数		65団体
所管課		危機管理局 消防保安課
実施体制		1 体制及び人数 消防保安課産業保安グループの職員 6名 2 実施内容 1 検査当たり、職員2名で1～2時間かけて実施している。 3 実施職員に対する研修 職場内部での研修を実施しているほか、関係団体が主催する外部研修等にも職員を参加させている。
計画		1 実施要綱等の整備状況 果独自の実施要領等（非公表）を作成している。 2 実施計画の策定状況 立入検査の実施について、月毎に策定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：65 実施数：65（実施率100.0%） 4 実施頻度 7年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 液化石油ガス販売事業立入検査実施細目及び液化石油ガス保安機関立入検査実施細目、充てん設備立入検査表により指摘基準等を定めている。 2 手法 月毎に計画した検査対象の業者に對して事前に立入検査の通知を行い、現地に對して立入検査表に基づき、事業者に帳簿類等の提出を求め、内容を確認する。 3 関係機関との連携 重大事故が発生した場合、関東東北産業保安監督部東北支部保安課と連携して立入検査を実施する。

個別意見	特になし	4 内部検査制度の調査 グループ会社の上位機関による査察がなされているか、立入検査時に確認している。	結果
		5 検査方法の見直し 平成29年度は、法令の改正に伴い、立入検査表の修正を実施した。	1 報告・復命 立入検査の実施結果報告書を作成し、課長まで呈覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査終了後、文書または口頭で通知している。 3 結果の公表 業界団体に対する講習会等で、検査の実施結果を公表している。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の実施結果通知後、不適切事項の内容により改善事項報告書の提出期限を勘案して提出させ、書面により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 32件について、改善指導を行った。 6 検査状況の総括・分析等 検査の実施結果をまとめた資料を作成し、講習会等で活用している。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 業界団体に対する講習会等において、県から調査結果に基づき、不適切事項がなくならないよう指導している。
			なし

別表 2 (No. 25)

検査・監査名		火薬類製造業者等への立入検査
根拠法令等		火薬類取締法第 43 条第 2 項
目的		火薬類の不正流出及び火薬類による事件・事故の未然防止を図るため。
内容		火薬類取扱場所 (火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、庫外貯蔵庫、火薬類消費場所、火薬類廃棄場所) に立入り、構造及び設備の確認、帳簿書類等の精査を行い、技術上の基準の適合や不法貯蔵、不正流失等の法違反の発見に努め、違法状態の早期是正を行う。
概要		1 9 4 箇所 ①火薬庫：48 【8】、②販売所：56 【10】、③屋外貯蔵庫：57 【16】、 ④消費場所：33 【5】 ※【 】内は実施状況等について聞き取りを行った青森警察署の対象数
施設数		1 9 3 箇所
実施課		警察本部 生活安全部 保安課
実施体制		1 体制及び人数 【警察本部】保安課危険物係の職員 4 名 【各警察署】各警察署生活安全課または刑事生活安全課の職員 1 ～ 2 5 名 ※最少人員 1 名～最多人員 2 5 名と各警察署によって異なる。 2 実施内容 【警察本部】1 検査当たり、職員 2 名で 1 ～ 2 時間かけて実施している。 【各警察署】1 検査当たり、職員 1 ～ 3 名で 1 ～ 2 時間かけて実施している。 ※主に各警察署の職員が立入検査を実施している。 3 実施職員に対する研修 毎年 1 回、各警察署の新任者を対象とした「許可事務等研修会」を保安課が実施している。
検査等の状況		1 実施要綱等の整備状況 県独自の要綱・要領等 (非公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：1 9 4 実施数：1 9 3 (実施率 99.5%) 4 実施頻度 1 年に 1 回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 火薬類取締法に基づき、「火薬類立入検査要綱の制定について」及び「火薬類

取扱場所に対する立入検査の基準」により指摘基準等を定めている。	
結果	<p>2 手法 火薬類取扱場所の責任者等に立入を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めていく。火薬類取扱場所の種別に応じ、立入検査実施票の検査 (指導) 事項に沿って実施している。</p> <p>3 関係機関との連携 消防保安課と必要に応じて合同で立入検査を実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
不適正事案への対応	<p>1 報告・復命 指導内容や違反内容 (原因、措置等) を記載した立入検査実施票を作成し、回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査終了後、検査結果を口頭により通知する。</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 軽微な違反で、すぐに改善可能なものは、その場では是正させる。 また、改善に時間を要するものは、改善の指示を行い、後日再検査するなどして、是正を確認する。</p> <p>5 指摘事項等の状況 0 件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 各警察署において検査結果を集計し、本庁に報告している。 また、全国の結果が本庁から折り返してくるので、各警察署においてその内容を確認している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 注意喚起の必要が認められれば、関係団体等の参加する会議等で周知する。</p>

個別意見	<p>出先機関において、立入検査を 1 名で実施しているところもあるため、検査等の統一性や、事故や事後の紛争防止の観点から複数で検査等を実施できる体制の確保について検討する必要がある。</p>
------	--

別表2 (No.28)

検査・監査名	古物商等に対する立入検査
根拠法令等	古物営業法第22条第1項
目的	「盗品等の流通の防止と被害の迅速な回復」という古物営業法の趣旨に即り、古物取引市場に盗品等が流通していないか見極めるとともに、古物商の実態把握をし、帳簿の記載等様々な義務が遵守されているか確認するため。
内容	警察官が古物業の営業所に立入り、法令に定められた各種変更事項の届出や標識の掲示、帳簿の記載等を確実に履行しているかを確認する。
概要	対象団体数・施設数 青森県内の古物商 5, 985件 ※青森警察署：1,565 (実施状況等について聞き取りを行った。)
実施回数	2, 247件
所管課	警察本部 生活安全部 保安課
実施体制	1 体制及び人数 【警察本部】保安課営業係の職員 5名 【各警察署】各警察署生活安全課または刑事生活安全課の職員 1～2.5名 ※最少人員1名～最多人員2.5名と各警察署によって異なる。 2 実施内容 【警察本部】1検査当たり、職員2名で0.5時間かけて実施している。 【各警察署】1検査当たり、職員1～2名で0.5時間かけて実施している。 ※主に各警察署の職員が立入検査を実施している。 3 実施職員に対する研修 毎年1回、各警察署の新任者を対象とした「許可事務等研修会」を保安課が実施している。
検査等の状況	1 実施要綱等の整備状況 県独自の要領及びマニュアル等 (非公表) を作成している。 2 実施計画の策定状況 策定されている。 3 計画に対する実施状況 計画数：2,982 実施数：2,247 (実施率75.4%) 4 実施頻度 1～4年に1回 ※各警察署が管轄する古物商の件数により、次のとおり実施頻度を変えている。 1,000件以上 (4年に1回)、300件以上 (2年に1回) 300件未満 (1年に1回)
計画	※計画数と実施数の数が異なる理由： 年間の実施計画数は各警察署で設定しているが、警察署員の業務多忙等の理由により、目標を達成できない警察署があるため、計画どおりに実施できなかったものである。
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 古物営業法に基づき、「古物営業立入マニュアル」により指摘基準等を定めて

<p>いる。</p> <p>2 手法 古物業者に身分証明証を提示し、業者立ち会いで営業実態と標識の掲示、変更事項届出の有無、帳簿の記載等を確認する。 なお、原則として事前告知は行っていない。 3 関係機関との連携 該当なし 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 各署からの要望を踏まえ、検査手法等の変更が必要な場合は検討する。</p>	<p>1 報告・復命 指導内容等を記載した古物商等立入調査票を作成し、回覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査終了後、検査結果を口頭により通知する。 3 結果の公表 公表していない。 4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 特に期限を定めていないが、速やかに指導事項を是正するよう指導し、実地または口頭により改善状況を確認している。 5 指摘事項等の状況 1件の指導を行っている。(役員の変更届出義務違反による指示処分) 6 検査状況の総括・分析等 毎月の実施件数等を集計して、立入り件数が少ない警察署に対し指導を行う。 7 検査結果の同業事業者への情報提供 立入りの際に、古物営業法違反に対する罰則等について説明している文書を配布している。</p>
<p>不適正事案への対応</p>	<p>【苦情等】警察安全相談等で情報提供があった場合、管轄する警察署に引き継ぎ又は情報提供を行い、必要に応じて立入りを実施する。 (譲り売りに係る届出の有無や古物の買い取り方法に関する相談が多い。)</p>

個別意見	<p>・立入検査が当初の計画どおりに実施されていないため、今後は、計画策定後に定期的に進捗管理を行い、要綱要領等に定められた実施頻度による検査等の実施を維持できるようにする必要がある。</p> <p>・出先機関において、立入検査を1名で実施しているところもあるため、検査等の統一性や、事故や事後の紛争防止の観点から複数で検査等を実施できる体制の確保について検討する必要がある。</p>
------	--

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭